表紙

宇部市障害福祉プラン

第五次宇部市障害者福祉計画

第７期障害福祉計画

第３期障害児福祉計画

令和６年　3月

宇部市

はじめに

障害のある人もない人も自分らしく暮らし、地域の一員としてともに生きていくため、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を実現することは、すべての人の願いです。

近年、国においては、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定、また障害者総合支援法や障害者差別解消法の改正、さらに県では「障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例」の制定など、障害のある人が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援することが求められています。

このような中、本市では、障害のある人を取り巻く環境の変化や本市の現状、これまでの取組などを踏まえ、「障害のあるなしにかかわらず、互いの個性を認め合い、いきいきと安心して暮らせる地域共生のまちづくり」を基本理念とする「宇部市障害福祉プラン（第五次宇部市障害者福祉計画）」を策定しました。

今後は、本計画に掲げた「障害についての理解促進」「発達障害に関する支援体制の充実」の重点施策を中心に、福祉・医療・教育・就労などの幅広い分野の関係機関や当事者団体、市民の皆様ときょうそうのもと、市民にとってやさしいまちづくりを進めていきます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見や多大なるご尽力をいただきました宇部市地域自立支援協議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査、パブリックコメント等を通じて貴重なご意見をいただきました団体や事業所、市民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和６年３月

　　宇部市長　　篠崎圭二

このページは白紙です。目次

第１章　プラン策定の概要　1ページ

第２章　宇部市の障害者等の状況　８ページ

第３章　宇部市障害者福祉計画　27ページ

第４章　第７期宇部市障害福祉計画及び、第３期宇部市障害児福祉計画　80ページ

資料編　110ページ

# 1ページ

第1章　プラン策定の概要

障害者福祉計画と障害福祉計画　及び障害児福祉計画の策定の趣旨

宇部市障害者福祉計画は、宇部市の障害者施策の方向性を示す総合的計画であり、その中のサービス分野の取組について、具体的な数値目標等を定めた実施計画が宇部市障害福祉計画及び宇部市障害児福祉計画です。

平成３０年３月に「第四次宇部市障害者福祉計画」（計画期間：平成３０年度～令和５年度（令和３年３月に一部改訂））を策定、「障害のあるなしにかかわらず、互いの個性を認め合い、いきいきと安心して暮らせる地域共生のまちづくり」を基本理念として、保健・医療・福祉や教育、就労などの幅広い分野での連携を行い、様々な障害者施策を推進してきました。また、障害福祉計画については、令和３年に第６期宇部市障害福祉計画及び第２期宇部市障害児福祉計画（計画期間：令和３年度～令和５年度）を策定し、障害者が安心して日常生活及び地域生活を送ることができるよう、障害福祉サービスの提供と提供体制の整備に努めてきました。

このような中、平成３０年には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の改正、令和３年には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の改正が行われ、障害者の望む地域生活の実現に向けてより一層の支援の充実が求められています。

このたび、これらの計画が改定時期を迎えたことから、障害者を取り巻く課題を整理し、第五次障害者福祉計画、第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画を策定しました。本市の障害福祉のさらなる向上を図るためには、これらの計画を一体的に進める必要があること、そして、目指す方向性を、行政、関係機関、障害当事者、支援者などが共有するため、これらの計画を「宇部市障害福祉プラン」として一冊にまとめました。

この計画において障害者とは、障害者基本法及びその関連法の趣旨を踏まえ、身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人とします。

# 2ページ

計画の策定体制

宇部市地域自立支援協議会

本計画の策定にあたって、学識経験者や当事者の代表者、福祉関係者等から構成された「宇部市地域自立支援協議会」において、計画に関する協議を行いました。

障害福祉に関するアンケート調査の実施

障害福祉施策へ反映させるため、宇部市在住の障害者手帳をお持ちの方などに、福祉施策に対する考えやサービス等に関するご意見をいただきました。

宇部市内にお住まいの障害者手帳所持者等から無作為で1200名を抽出し、郵送による配布と、郵送及びインターネットによる回収を行いました。郵送で461件、インターネットで27件、合計488件の回答があり、回収率は40.6％となりました。

障害者関係団体等意見聴取

宇部市内の障害福祉サービス事業所や障害福祉に関する活動を行っている団体へ、福祉施策に対する考えやサービス等に関するご意見をいただきました。

宇部市内の障害福祉事業所に対しては、メールと郵送による配布・回収を行い、132件の配布に対し61件の回答があり、回収率は46.2％となりました。

宇部市内で障害者に関する活動を行う団体に対しては、メールと郵送による配布・回収を行い、30件の配布に対し26件の回答があり、回収率は86.7％となりました。

# 3ページ

「障害者福祉計画」と「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の位置づけと　計画期間

計画の位置付けについて

障害者福祉計画は、障害者基本法第１１条第３項の規定に基づく市町村障害者計画として、本市の障害者施策の基本的な考え方や施策展開の方向性を示すものであり、国の「障害者基本計画」（計画期間：令和５年度～令和９年度）や、県の「やまぐち障害者いきいきプラン」（計画期間：令和６年度～令和１１年度）との整合性を踏まえ策定しています。

また、本市では障害者総合支援法第８８条第１項の規定に基づき、「宇部市障害福祉計画」（第７期：令和６年度～令和８年度）及び、児童福祉法第３３条の２０第１項の規定に基づき「宇部市障害児福祉計画」（第３期：令和６年度～令和８年度）を策定し、「宇部市障害者福祉計画」の中の、障害福祉サービス分野の数値目標などを定めた実施計画として位置づけます。

「障害者福祉計画」と「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の位置づけについて

障害者基本法第11条第3項を根拠法とした「障害者福祉計画」とは、障害者施策全般にかかわる理念、基本的な方針を定める計画です。「障害のある人のための施策に関する基本計画」に位置づけられています。

障害者総合支援法第88条第1項を根拠法とした「障害福祉計画」は、障害福祉サービスなどの提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策などを定める計画です。障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業、障害者支援施設などについての数値目標を設定し、その目標達成に向けた取り組みを示すものです。

児童福祉法第33条の20第1項を根拠法とした「障害児福祉計画」は、障害児福祉サービスなどの提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策などを定める計画です。障害児通所支援、障害児相談支援、障害児入所施設などについての数値目標を設定し、その目標達成に向けた取り組みを示すものです。

# 4ページ

他の計画との関連について

策定にあたっては、「第五次宇部市総合計画」を最上位計画と位置づけ、「宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「宇部市ＳＤＧｓ未来都市計画」、「宇部市地域ふくしプラン」等の関係計画及び県が策定する「やまぐち障害者いきいきプラン」と整合を図ります。

計画の期間について

第五次宇部市障害者福祉計画の期間は、県の「やまぐち障害者いきいきプラン」にあわせ、令和６年度から令和１１年度までの６年間とします。

また、第７期宇部市障害福祉計画及び第３期宇部市障害児福祉計画は、国の基本指針で原則３年と規定されていることから、令和６年度から令和８年度までの３年間とします。

なお、これらの計画については、社会状況の変化、法や関連制度の改正などを踏まえ、計画期間中であっても、必要な見直しを行うこととします。

# 5ページ

障害者をめぐる法制度の動向について

平成28年に改正された「障害者総合支援法」が令和４年に再度改正され、地域生活支援体制の充実や多様な就労ニーズへの対応など、障害者の希望にあった生活ができるようこれまで以上の取組が求められています。令和３年には「障害者差別解消法」の改正によって、民間事業者においても合理的配慮の提供が義務付けられており、共生社会の実現に向けて法制度の整備が進んでいます。

障害者の福祉、生活を支援するための法制度の動向は次の通りです。

平成15年に、措置制度から支援費制度へ移行されました。また、第二次宇部市障害者福祉計画を策定しました。

平成16年に、障害者基本法の一部改正があり、障害を理由とする差別の禁止や障害者計画の策定義務化などが組み込まれました。

平成17年に、発達障害の定義と法的位置づけの確立を目的とした、発達障害者支援法が施行されました。

平成18年に、３障害に係る福祉サービスについて、市町村が一元的に提供する仕組みの導入、サービス体系の再編、就労支援の強化を促進することを目的とした、障害者自立支援法が施行されました。公共交通機関、道路、建築物などの施設やその間の一体的なバリアフリー化の推進のため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）が施行されました。障害者雇用促進法の一部改正が行われ、精神障害者に対する雇用対策の強化が組み込まれました。また、第1期宇部市障害福祉計画を策定しました。平成19年に、学校教育法の一部改正があり、盲、聾、養護学校を支援学校へ一本化することや、小中学校において、学習障害（LD）や、注意欠陥多動性障害（ADHD）などへの、支援が組み込まれました。

平成20年に、障害者が社会のあらゆる側面で平等な権利を享受することを目的とし、障害者の権利保護を国際的な視点で促進する、障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）が発効となりました。

平成21年に、第2期宇部市障害福祉計画を策定しました。

平成22年に、利用者負担の見直し、発達障害が障害者の対象となることの明確化、相談支援の充実、障害児支援の強化、地域における自立した生活のための支援の充実を目的とした、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための、関係法律の整備に関する法律が公布されました。

平成23年に、障害者基本法の一部改正が行われ、目的規定の見直し、障害者の定義の見直し、地域社会における共生等、差別の禁止が組み込まれました。また、第三次宇部市障害者福祉計画を策定しました。

# 6ページ

平成24年に、通報の義務づけや自治体などによる調査や保護を目的とした、障害者虐待防止法が施行されました。児童福祉法の一部改正が行われ、対応窓口の設置、障害児施設の見直し、障害児通所支援・相談支援の創設、障害児通所支援給付費等の給付などが組み込まれました。また、第3期宇部市障害福祉計画を策定しました。平成25年に、障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正、障害者福祉サービス範囲に難病を追加し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が一部施行されました。

障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進、障害者就労施設等からの物品等の調達方針の策定を目的とした、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）が施行されました。平成26年に、障害程度区分を障害支援区分に改正、共同生活介護の共同生活援助への一元化を目的とした障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が施行されました。精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正が行われ、精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院の見直しが組み込まれました。

国内において障害者に関する様々な制度が充実してきたことを踏まえて、障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）へ批准しました。

平成27年に、第4期宇部市障害福祉計画を策定しました。平成28年に、国、地方公共団体及び民間事業者における、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行されました。発達障害者支援法が改正施行され、発達障害者の教育、就労、地域における生活等における支援の充実が組み込まれました。平成29年に、行政、会社、店舗、地域など市全体でのコミュニケーション支援の取組の推進を目的とした、宇部市　障害のある人へのコミュニケーション支援条例が施行されました。

平成30年に、障害者の望む地域生活の支援やサービスの質の確保・向上に向けた環境整備、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応について盛り込まれた、改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法が施行されました。

第四次宇部市障害者福祉計画、第5期宇部市障害福祉計画、第1期宇部市障害児福祉計画を策定しました。令和元年に、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進するための、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）が施行されました。

# 7ページ

令和２年に、障害者の活躍の場の拡大に関する措置や、国及び地方公共団体における、障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置が盛り込まれた、改正後の障害者雇用促進法が施行されました。

令和３年に、医療的ケアを必要とする子どもや家族が、住んでいる地域にかかわらず適切な支援を受けられることを目指した、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）が施行されました。

障害者差別解消法が改正され、令和６年以降合理的配慮の提供義務が拡大し、国や自治体のみから民間事業者も対象となりました。

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針が閣議決定され、障害や発達に課題のあるこども一人一人に合った特別支援教育や、切れ目のない支援の充実、医療的ケア児や発達に課題のあるこども等に対する環境整備を推進していくこととなりました。

第６期宇部市障害福祉計画、第２期宇部市障害児福祉計画を策定しました。

令和４年に、障害者総合支援法が改正され、障害者等の地域生活の支援体制の充実や、障害者の多様な就労ニーズへの対応、障害者等の希望する生活の実現に取り組んでいくこととなりました。

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が施行されました。

共生社会の実現に向けて、障害についての理解促進や、障害を理由とする差別の解消を推進する、障害のある人ない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例が施行されました。

令和５年に、障害者雇用促進法が改正され、週20時間未満で働く精神障害者等について，法定雇用率の算定対象に加えることと、障害者雇用の質の向上のための事業主の責務が明確化されることになりました。

# 8ページ

第２章　宇部市の障害者等の状況

まず、人口・世帯数の状況についてです。

令和５年の総人口は158,794人となっており、平成30年以降減少傾向で推移しています。年齢別にみると、年少人口、生産年齢人口は平成30年以降減少傾向で推移しており、高齢者人口は令和３年までは増加傾向で推移してきましたが、令和４年以降は減少に転じています。

世帯数の推移については、令和５年では79,959世帯となっており、平成27年以降大きな変化はみられません。

# 9ページ

高齢化率の推移について、令和４年には本市の高齢化率は33.9％となっており、平成30年と比較して1.2ポイント上昇しています。また、国に比べ５ポイント高くなっています。

次に身体障害者の状況についてです。

身体障害者手帳所持者数は平成30年以降年々減少しており、令和５年４月1日時点では6,805人となっています。

障害種別の内訳をみると、令和５年４月1日時点では肢体不自由が3,128人（46.0％）で最も多く、次いで内部障害が2,515人（37.0％）となっています。全体の障害者数が減少している中、内部障害は年々増加しています。

# 10ページ

令和5年4月の身体障害者の障害程度の状況については、1級から3級の手帳所持者が全体の６割程度を占めており、重度障害の人の占める割合が高い状況です。

# 11ページ

年齢別に見ると、６５歳以上の割合が高くなっており、令和５年４月１日時点では７割程度となっています。高齢になるほど、身体に障害を有する状態になる可能性が高いことから、今後、身体障害者全体に占める高齢者の割合がさらに高くなることが見込まれます。

# 12ページ

次に知的障害者の状況についてです。

療育手帳所持者数は平成30年以降年々増加傾向にあり、令和5年4月1日現在で1,685人となっています。特に、軽度及び中度（療育手帳Ｂ）の人の伸び率が高くなっており、令和５年４月１日時点では、療育手帳所持者全体のうち６割強が軽度及び中度（療育手帳Ｂ）となっています。

年齢別にみると、すべての年齢層で療育手帳所持者数は増加傾向にあります。

また、１８歳未満の割合は２割前後で推移しています。

# 13ページ

次に精神障害者の状況についてです。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成30年以降年々増加傾向にあり、令和5年4月1日現在で1,474人となっています。

等級別にみると、特に２級、３級が増加しています。２級が最も多く、令和５年４月１日時点では670人で全体の精神障害者保健福祉手帳所持者のうち半数弱となっています。

年齢別にみると６５歳以上は横ばいで推移しているのに対して、１８～６４歳は増加傾向で推移しています。令和５年４月１日時点では１,１２４人で７割強が１８～６４歳となっています。

# 14ページ

自立支援医療（精神通院）受給者数は、概ね増加傾向にあり、令和５年４月１日時点では3,281人となっています。

次に障害支援区分認定の状況についてです。

18歳以上の障害者の介護給付及び、一部の訓練等給付の支給決定については、障害者総合支援法に基づき、「障害支援区分」の認定を受け、区分の認定後にサービス利用意向なども踏まえて支給決定を行います。令和５年４月１日現在の本市における障害支援区分認定の状況は、区分6の認定人数が352人と最も多く、次に区分3の208人となっています。全体の1,045人のうち、身体障害は420人で、区分6の197人が最も多く、知的障害は618人で、区分6の247人が最も多く、精神障害は239人で、区分3の82人が最も多くなっています。

# 15ページ

次に障害福祉サービス事業所の状況についてです。

宇部市内における障害福祉サービス事業所の、令和５年４月１日時点の設置状況については、次のとおりです。

居宅介護・重度訪問介護を行う事業所は28箇所行動援護は1箇所

同行援護は12箇所

生活介護は21箇所

自立訓練（生活訓練）は1箇所

宿泊型自立訓練は1箇所

就労移行支援は6箇所

就労定着支援は3箇所就労継続支援Ａ型は11箇所就労継続支援Ｂ型は21箇所

療養介護は1箇所

短期入所は11箇所

自立生活援助は1箇所

共同生活援助は16箇所

施設入所支援は5箇所

特定相談支援（計画相談支援）は16箇所

地域相談支援は6箇所

移動支援は19箇所

日中一時支援は29箇所

です。

その他、児童のみを対象とした事業として

児童発達支援を行う事業所数は18箇所

医療型児童発達支援は1箇所

放課後等デイサービスは26箇所

保育所等訪問支援は2箇所

障害児相談支援は16箇所

です。

16ページ

計画の策定にあたっては、宇部市内の障害福祉サービス事業所や障害福祉に関する活動を行っている団体へ調査を実施し、福祉施策に対する考えやサービス等に関するご意見をいただきました。

まず、事業所調査からわかる状況についてです。

事業所の運営上の課題について、「人材の育成」が65.6％で最も高くなっています。次いで「職員の確保、定着」が54.1％、「サービスの質向上」が39.3％で続いています。

強度行動障害者の受入れについて、現在受け入れがある事業所は32.8％となっています。支援する上での困難として、本人にとって過ごしやすい環境をつくることが困難なことや、突発的な行動によるリスク等が挙げられています。

今後の受入れについては「受け入れできる」が22.0％となっており、受け入れるための支援として専門性の高い人材や研修の実施、関係機関との連携体制の構築が求められています。

# 17ページ

医療的ケア児の受け入れについて、現在受け入れがある事業所は29.5％となっています。支援する上での困難として、看護師や医療機器の確保、医療的な介助が難しいこと等が挙げられています。

今後の受け入れについては「受け入れできる」が16.3％となっており、受け入れるための支援として医療的な技術・知識を持つ人材の確保等が求められています。

# 18ページ

就労支援を行う際の課題について、「障害者のニーズに合った就労先が見つからない」が51.7％で最も高くなっています。次いで「就労支援員等の支援者のスキルアップ」「工賃が安い，工賃を高くできる仕事がない」がともに37.9％で続いています。

# 19ページ

次に、障害者関係団体からの意見についてです。

障害者福祉に関する活動を行っている当事者団体・保護者会・障害者スポーツ団体・ボランティア団体などの団体からは、次のような意見が寄せられました。

活動における問題点や課題に関する主な意見として、

役員や会員の高齢化と、それに伴う担い手不足と参加者の減少。

団体の存続。

事業所の支援者不足。

活動費用の確保が困難。

障害児の支援の充実や居場所づくり、保護者の支援ニーズへの対応が困難。

という意見が挙がっています。

力を入れていきたい活動に関する主な意見として、

障害者も楽しめるスポーツの普及。

手話の普及啓発。

災害時の避難に備えた準備等、防災の取組。

当事者同士の交流の機会づくり

ひきこもり支援。

という意見が挙がっています。

活動する上での市への要望に関する主な意見として、

インクルーシブ教育の推進。

会館やスポーツ施設の整備、活動拠点の安定、公共施設の利用しやすさの改善。

財政支援、助成等。

似た団体や仲間等の紹介。

障害者の災害時の避難に関する専門部会の設置。

行政・団体等との連携によるイベントの開催。

という意見が挙がっています。

充実してほしい障害福祉サービスに関する主な意見として、

行政による事業所の実態把握。

事業所における人材の質の向上、質のきんてん化と担保。

質の高い障害児福祉サービスの提供と保護者のニーズへの対応。

福祉を担う人材の確保。

という意見が挙がっています。

# 20ページ

前回計画の実践と評価についてです。

前回計画の基本目標をもとに、障害者を取り巻く環境の変化や「障害福祉アンケート調査」「事業所への意見聴取」「障害者関係団体への意見聴取」の結果などから、基本目標ごとの評価を集約しました。

前回計画の基本目標１　互いを理解し、共生するまちづくり　について、

当事者による障害者理解講座の実施や教育分野と連携した理解促進、地域や民間事業者への啓発等に取り組みました。

あらゆる場面で障壁を取り除けるよう、必要な配慮の周知・実施による心のバリアフリーと、障害特性に応じた方法で情報を取得できる情報のバリアフリー、障害のあるなしに関わらず住みやすい環境のバリアフリーに取り組みました。

前回計画で設定した数値目標の達成状況は、次の通りです。

障害がある人にとって暮らしやすいと思う人の割合は、50.0％から84.0％を目指し、令和６年１月31日時点では51.8％となりました。

手話奉仕員登録者数は、174人から189人を目指し、令和６年１月31日時点では163人となりました。

ノンステップバスの導入数は、35台から38台を目指し、令和６年１月31日時点では43台となりました。

公共施設と民間施設のバリアフリー化工事件数は、38箇所から44箇所を目指し、令和６年１月31日時点では24箇所となりました。

バリアフリー施設のホームページ掲載件数（民間）は、70件から100件を目指し、令和６年１月31日時点では72件となりました。

数値目標の達成状況についてまとめると、障害がある人にとって暮らしやすいと思う人の割合は前回からほぼ横ばいとなっており、意識啓発や施設のバリアフリー等、ソフト面とハード面双方のバリアフリーを推進することで、障害があっても暮らしやすいまちづくりを進めることが求められます。

ノンステップバスの導入数は目標に達成していますが、公共施設と民間施設のバリアフリー化工事件数や民間施設のバリアフリー化の指標である、バリアフリー施設のホームページ掲載件数は目標を達成しておらず、店舗等をはじめとする市内のバリアフリー化を促進する必要があります。

また、手話奉仕員登録者数に関する指標は達成しておらず、人材の確保とともに情報バリアフリーを進める必要があります。

# 21ページ

前回計画の基本目標１　互いを理解し、共生するまちづくり　についての評価結果より、「障害への理解促進と生活環境の整備」を基本課題とします。

障害者理解の分野では

当事者の声を踏まえた理解の促進

障害者差別解消法、コミュニケーション支援条例等、障害福祉の趣旨の周知徹底

地域、学校での理解講座やふれあい活動の促進

に取り組みます。

ユニバーサルデザインの分野では

障害のあるなしに関わらず誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくり

市内における情報バリアフリーの取組の促進

コミュニケーション支援体制の整備として、コミュニケーション支援者の確保及び活動の促進

障害者に配慮した建築物や歩道などの整備

公共施設や交通機関、市営住宅等における障害者への配慮

に取り組みます。

人材の確保の分野では

障害者の多様化するニーズへの適切な対応に向けた相談支援及び人材確保

に取り組みます。

# 22ページ

前回計画の基本目標２　ともに学び、育つ　について、

乳幼児に対する健康診査の実施により、障害の早期発見を行うとともに、療育ネットワークを活用して早期からの支援につなげる取り組みを行いました。また、障害児本人だけでなくその家族も含めた支援体制の充実に取り組みました。

教育、福祉等の関係機関が連携し、一人ひとりの障害特性及び教育的ニーズに応じた適切な支援ができるよう取り組みました。学校施設の整備や教職員への理解促進など、合理的配慮の実施に取り組みました。

前回計画で設定した数値目標の達成状況は、次の通りです。

乳幼児健康診査の受診率は、100.0％から維持することを目指し、令和６年１月31日時点では９８.２％となりました。

個別の教育支援計画の作成人数は、570人から585人を目指し、令和６年１月31日時点では706人となりました。

通級指導教室での指導内容の満足度は、93.0％から100.0％を目指し、令和６年１月31日時点では100.0％となりました。

教育現場における障害者理解促進研修数は、20件から26件を目指し、令和６年１月31日時点では16件となりました。

特別支援教育支援ボランティア活動者数は、42人から51人を目指し、令和６年１月31日時点では36人となりました。

数値目標の達成状況についてまとめると、個別の教育支援計画の作成人数及び通級指導教室での指導内容の満足度は目標を達成していますが、それ以外の目標は達成できていない状況となっています。支援を必要とする児童数は近年増加傾向にあることから、療育・教育の充実は大きな課題となっており、関係機関が連携し、個人に寄り添った切れ目ない支援が行われるよう、より一層取り組みを推進する必要があります。

前回計画の基本目標２　ともに学び、育つ　についての評価結果より、「本人の状況に応じた適切な療育、教育の実施」を基本課題とします。

療育・教育の分野では

早い段階から支援に繋げられる、医療、福祉、教育等の連携による支援の強化

個々の障害特性に合った配慮に関する教職員等への理解促進

就学前から卒業後にわたる切れ目のない支援の実施

関係機関が連携し、本人だけでなく家族の支援ニーズに対応できるきめ細やかな発達障害支援体制の構築

に取り組みます。

# 23ページ

前回計画の基本目標３　ともに自立し安心して暮らす　について、

相談支援体制の充実として、市の基幹相談支援センター、市内２か所の障害者相談支援事業所そして専門的相談窓口である発達障害等相談センター、ひきこもり相談支援事業所を相談支援の柱に、相談支援専門員、障害者相談員という身近な相談先が連携して相談支援体制を構築しています。また、障害者相談支援事業所において開所時間外でも連絡がとれる体制をとっており、緊急時の相談対応が可能な体制を整備しています。

障害のあるなしに関わらず地域で生活していくために、あらゆる分野の支援者同士の連携を深め、地域支援ネットワークの充実に取り組みました。

福祉サービスの充実として、障害者が住み慣れた地域において安心で自立した生活を営むために、障害の特性や程度に応じた適切なサービスの提供に取り組みました。

前回計画で設定した数値目標の達成状況は、次の通りです。

相談支援等、スキルアップ研修実施件数は、10件から30件を目指し、令和６年１月31日時点では17件となりました。

特定健康診査の受診率は、36.0％から60.0％を目指し、令和６年１月31日時点では38.0％となりました。

発達相談支援実施件数は、2,500件から2,700件を目指し、令和６年１月31日時点では2,100件となりました。

地域福祉総合相談センターの設置数は、15箇所から維持することを目指し、令和６年１月31日時点では15箇所となりました。

65歳の介護移行時の支援者会議の開催率は、95％から維持することを目指し、令和６年１月31日時点では100％となりました。

地域移行のための体験利用者数は、10人から15人を目指し、令和６年１月31日時点では13人となりました。

福祉施設や精神病院等から地域に移行した人の数は、219人から264人を目指し、令和６年１月31日時点では288人となりました。

日常生活自立支援事業の利用者数は、162人から180人を目指し、令和５年度は183人となりました。

数値目標の達成状況についてまとめると、地域福祉総合相談センターの設置数、65歳の介護移行の支援者会議の開催率、福祉施設や精神病院等から地域に移行した人の数及び日常生活自立支援事業の利用者数は目標値を達成していますが、それ以外の項目については目標値を達成していない状況です。障害があっても地域で安心して暮らせるよう、今後も引き続き支援体制やサービスの充実に取り組むとともに、障害の要因となり得る疾病の予防として、健康づくりの推進にも取り組みます。

# 24ページ

前回計画の基本目標３　ともに自立し安心して暮らす　についての評価結果より、「安心な暮らしのための支援の充実」を基本課題とします。

疾病予防の分野では

生活習慣病などの疾病の予防や、市民が健康づくりや健康管理に積極的に取り組む仕掛けづくり

障害や病気に関する相談支援体制の充実

に取り組みます。

福祉・生活支援の分野では

わかりやすい相談窓口、総合相談と専門的相談窓口との連携

サービス事業所との情報共有のほか、専門的相談支援機関と連携するなど、充実した計画相談支援の実施

緊急時、親なき後などの課題を見据えた、将来も安心して地域で暮らすための支援体制の整備

地域で支えあう仕組みの構築や、本人家族と地域、そして福祉と医療等の支援者（専門職）との連携

災害時の避難について、障害の特性に配慮した避難体制のさらなる充実

地域移行については、支援のキーマンを中心とした、病院、地域、事業所等の情報共有とネットワークの構築と、地域住民への理解促進のための取組

介護保険事業所への障害者理解の促進など高齢障害者が安心できる支援の実施

65歳になった障害者のサービスの量と質の維持や、利用者負担の軽減に向けて、介護保険と障害福祉の連携強化

最重度の知的障害、強度行動障害を受け入れる体制の整備

重度心身障害児及び障害者、特に医療的ケアが必要な人が地域で安心して暮らすことができる体制の整備

に取り組みます。

# 25ページ

前回計画の基本目標４　ともに働き楽しむ　について、

就労支援体制の充実として、障害者就労支援ネットワーク会議との連携により、障害者雇用の啓発や福祉的就労の促進に取り組みました。また一般就労の移行や定着に向けて、きめ細やかな相談支援や情報提供に取り組みました。

社会参加活動の促進として、障害者がスポーツ活動や文化芸術活動に参加できるよう取り組んできました。スポーツ分野では障害者スポーツへ参加できる機会づくりや大会への出場の支援、文化芸術分野では文化施設における配慮の実施や創作活動・発表の機会づくりに取り組みました。

前回計画で設定した数値目標の達成状況は、次の通りです。

民間企業障害者雇用率（宇部管内）は、2.28％から2.3％を目指し、令和６年１月31日時点では2.4％となりました。

福祉的就労から一般就労に移行した人数は、16人から47人を目指し、令和６年１月31日時点では22人となりました。

共同受注の受注件数は、70件から85件を目指し、令和６年１月31日時点では90件となりました。

スポーツ大会への障害者参加者数は、0人から670人を目指し、令和６年１月31日時点では373人となりました。

地域、文化行事等におけるコミュニケーション支援の実施件数は、４件から50件を目指し、令和６年１月31日時点では74件となりました。

数値目標の達成状況についてまとめると、民間企業障害者雇用率、共同受注の受注件数及び地域・文化行事等におけるコミュニケーション支援の実施件数については目標を達成しています。福祉的就労から一般就労に移行した人数やスポーツ大会への障害者参加者数は目標を達成できておらず、障害者が安心して就労及び社会参加ができるよう、環境の整備を促進する必要があります。

# 26ページ

前回計画の基本目標４　ともに働き楽しむ　についての評価結果より、「安心と自立に向けた就労と社会参加の支援」を基本課題とします。

一般就労・福祉的就労の分野では

本人の特性や状況にあった適切な就労支援として、将来の安心・自立に向けた適切な支援の実施

就労定着支援のための、支援ネットワークの強化

障害者になっても就労継続できる環境整備など、障害の状況にあった柔軟な働き方への配慮について企業等への周知

事業主や職場における障害者雇用への理解

に取り組みます。

社会参加活動の分野では

障害のあるなしにかかわらず、一緒に参加できる文化・スポーツイベント等の開催

体育施設や文化施設など既存施設のバリアフリー化

コミュニケーション支援をはじめ、希望する配慮を受けることができる環境の整備

に取り組みます。

# 27ページ

第3章　宇部市障害者福祉計画

宇部市障害者福祉計画の基本理念は、第四次の基本理念を引き継ぐとともに、第五次宇部市総合計画前期実行計画のまちづくりのテーマ「誰もが健康で自分らしく暮らせるまち」に向けて、第五次障害者福祉計画の基本理念を「障害のあるなしにかかわらず、互いの個性を認め合い、いきいきと安心して暮らせる地域共生のまちづくり」と定めます。計画期間は令和６年度から令和11年度です。

基本理念のもと、次の4つを基本目標として掲げ、目標達成に向けた施策を展開することで、障害がある人もない人も、ともにいきいきと安心して暮らすことができるまちを目指します。

基本目標１　互いを理解し、共生するまちづくり　について

市民の障害に対する理解を促進し、互いを理解しあうことで、心のバリアフリーを促進します。また、情報やコミュニケーション、道路や建物などのバリアフリーの充実を図り、障害のあるなしにかかわらず安心して暮らせる、ユニバーサルデザインのまちづくりを行います

基本目標２　ともに学び育つ　について

障害の早期発見と早期療育を行い、個々に対応した、保育、教育、療育体制を整備するとともに、教育と福祉などの関係機関が連携することで、切れ目のない適切な支援を行います。また、障害のあるなしにかかわらず共に学ぶことを目指すとともに、一人ひとりを大切にする教育を推進します。

基本目標３　ともに自立し安心して暮らす

障害のある人が自立し安心して暮らすことができるように、本人の課題と将来を見据えた支援を実施します。また、障害のあるなしにかかわらず共に地域で安心して自立した生活ができるよう、地域と各分野の支援者が連携することで、地域での支えあいを促進します。

基本目標４　ともに働き楽しむ　について

障害のある人が、個々の特性にあった仕事に就くこと、あるいは、個々の状況にあった支援を受けながら、仕事を続けて自立した生活を送ることができるように支援します。また、障害のあるなしにかかわらず、文化、スポーツ等を楽しめるよう支援します。

# 28ページ

重点施策について

重点施策1　障害についての理解促進

障害福祉アンケートでは、障害がある事に対する周囲の理解について「十分理解されている」「まあまあ理解されている」の割合を合わせると46.1％となっており、6年前のアンケート結果の51.0%と比較すると、理解されていると感じる人の割合が低くなっています。理解されていないと感じる理由として、「周囲の人の言葉や行動に心を痛めることがある」の割合が最も高くなっており、あらゆる場面において障害を理由とする差別が生じないよう理解促進を進める必要があります。

また、障害のある人に対する理解を深めるために力を入れるべき事として、「学校での、児童・生徒への福祉教育の充実」「障害のある人の話を聞く機会を作る」の割合が高くなっており、あいサポート運動等の全市的な展開を通じて、福祉教育や当事者の意見を発信できる場の充実を図ることで周知啓発を進めます。

国では、障害者差別解消法の改正により、令和6年4月から、民間事業者による合理的配慮の提供が全国で義務化されることとなっています。障害者差別の解消に向けて法整備が進む中で、本市においても障害への理解を促進する必要があります。

重点施策2　発達障害に関する支援体制の充実

本市では、近年障害児通所給付が増加傾向にあり、主治医の意見書による支給決定者数は令和５年９月１日現在で児童発達支援が88人、放課後等デイサービスが122人となっています。

近年は発達障害の認知度も高まりつつある中で、障害福祉アンケートでは差別や嫌な思いをした経験について、発達障害のある人はない人に比べて経験している割合が高くなっています。アンケート全体の傾向として、知的障害や精神障害、発達障害などの一目でわかりにくい障害に対して理解が進んでいない現状が窺えます。

また、外出の際の困り事として、発達障害のある人はない人に比べて「交通機関の乗車券の購入・料金の支払いが困難」「自分の意思を伝えたりコミュニケーションをとる事が難しい」「障害がある事や症状について理解されにくい」の割合が高くなっています。特性により様々な困り事がある中で一人一人のニーズに合った支援が行えるよう支援体制の充実を図る事が求められています。

今後もニーズは増加すると予測される事から、関係機関が連携し本人への支援、家族への支援、支援者の養成等に取り組み、きめ細やかな支援体制の構築に努めます。

29ページ

施策の体系として、次の施策分野を設定し、それぞれについて施策の方向を示します。

基本目標１　互いを理解し、共生するまちづくり　には3つの施策分野があります。

施策分野１　障害者理解の促進は、障害についての理解促進を基本的方向としています。

施策分野2　ユニバーサルデザインの推進は、心のバリアフリーの推進、情報バリアフリー化の推進、環境のバリアフリーの推進　を基本的方向としています。

施策分野3　人材の確保は、人材の養成・確保　を基本的方向としています。

基本目標２　ともに学び育つ　には１つの施策分野があります。

施策分野1　保育・教育・療育の充実は、早期発見・早期療育の充実、特別支援教育の充実、就学・教育相談の充実、教育環境の整備　を基本的方向としています。

基本目標３　ともに自立し安心して暮らす　には２つの施策分野があります。

施策分野1　疾病予防の充実は、疾病の予防・早期治療の充実、健康相談・指導体制の充実　を基本的方向としています。

施策分野2　福祉・生活支援の充実は、相談支援体制の充実、地域支援ネットワークの充実、地域移行及び地域定着に対する支援の強化、高齢障害者が安心できる支援の実施、親の高齢化（親亡き後）を見据えた支援の実施、福祉サービスの充実、防災・防犯対策の推進　を基本的方向としています。

基本目標４　ともに働き楽しむ　には２つの施策分野があります。

施策分野1　一般就労・福祉的就労の推進は、一般就労の促進、福祉的就労の促進、就労支援体制の充実　を基本的方向としています。

施策分野2　社会参加活動の推進は、スポーツ・レクリエーション活動の促進、文化芸術活動などの促進、地域交流の促進　を基本的方向としています。

30ページ

次に分野別施策の展開についてです。

基本目標１　互いを理解し、共生するまちづくり

施策分野１　障害についての理解促進

障害についての理解促進の現状と課題

この取組を進めるためには、市民が障害について正しく理解することが必要であり、本市では研修会や広報活動を実施することで、障害特性や配慮の方法についての理解を深める取組を進めています。

しかしながら、障害福祉アンケート調査では、「障害者に対する理解」について、「あまり理解されていない」・「全く理解されていない」と回答した人が、身体障害者は４１.０％、知的障害者は６１.５％、精神障害者は５７.５％となっています。その理由として、「周囲の人の言葉や行動に心を痛めることがある」の割合が４２.７％で最も高く、特に知的障害者と精神障害者は５０％を超えています。

障害への理解を進めるために、「何が差別なのか、配慮はどうしたらよいのか」など、具体的な事例を使って、市民への周知をさらに強化することが必要です。

アンケートにおいては、理解を深めるために力を入れるべきこととして「学校での、児童・生徒への福祉教育の充実」「障害のある人の話を聞く機会をつくる」の割合が高くなっています。

また、うべ未来モニターアンケートにおいては、障害福祉に関する広報活動や、法律や条例等の情報発信の充実を求める意見が多くあり、今後はあらゆる情報媒体の活用やイベントの実施等により、一層の理解促進を図ります。

31ページ

障害についての理解促進の施策事項と施策内容

施策事項１　障害者と連携した啓発について

障害者関係団体や当事者と連携し、障害に対する正しい理解や配慮の必要性について啓発します。

市の広報紙やウェブサイトをはじめメールサービスやSNSなど各種メディアを活用して、配慮の取組や関係法令、条例を紹介するなど、障害についての理解促進に向け広報活動を展開します。

施策事項２　あいサポート運動の推進について

障害の内容・特性や、障害者が困っていること、障害者への必要な配慮などを理解して、障害者に対してちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポート運動」の周知啓発に取り組みます。

障害者の困りごとに対して、手助けや配慮を実践することのできる「あいサポーター」の養成に取り組みます。

施策事項３　学校での理解促進について

小中学校では、交流及び共同学習を児童生徒の実態に合わせて行い、共に活動する体験を通してお互いを理解し認め合うよう取り組みます。

保育所、幼稚園、小中学校、高等学校、及び高等教育機関での講演やふれあい活動を実施し、若い世代に対する障害者理解を促進します。

学校の教育活動を通して、障害者差別を含む様々な人権問題の正しい理解と人権尊重の意識を高めるため、児童生徒、保護者および教職員を対象とした学習会や研修会を実施します。

ボッチャなど障害のあるなしにかかわらず楽しめるスポーツ活動等を活用し、児童生徒に対して心のバリアフリーを促進します。

# 32ページ

施策事項４　地域、民間事業者等への理解促進について

障害者理解に関する出前講座や、あいサポート運動などの事業の活用を呼びかけ、地域や民間事業者等への障害者理解を促進します。

発達障害啓発週間や障害者の祭典等の交流行事等への参加を市民に呼びかけ、交流を促すことで、障害についての理解の促進を図ります。

障害者週間にあわせて、障害者関係団体の活動などを紹介することにより、市民の関心と理解を深めます。

障害のあるなしにかかわらず、参加できるスポーツイベント等を開催し、障害についての理解の促進を図ります。また、地元プロスポーツチームや文化イベント等と連携し、スポーツや文化を通じた障害者理解の促進に取り組みます。

企業や店舗等の民間事業者、市民活動団体等に対して、障害をテーマとした講演・研修用講師リストの活用を周知するとともに、障害についての理解を促進します。また、障害者差別解消法の改正を踏まえ、企業や店舗等の民間事業者に対して合理的配慮の提供の義務化について商工会議所等と連携しながら周知し、配慮の必要性の働きかけを行います。

支援を必要とする障害者や高齢者等が、周囲の人に配慮が必要であることを示すヘルプマーク及びヘルプカードについて、周知・啓発に努めます。

施策事項５市職員への理解促進について

職階別職員研修等において、市職員対応要領、情報バリアフリー化の手引き等を活用し、障害及び障害者に対する知識の習得や職員のスキルアップを図り、障害者の視点に立った対応を推進します。また、令和２年に策定した「宇部市障害者活躍推進計画」に基づき取組を進める中で、進捗状況や課題等を整理し、より一層の障害者理解促進を図るため、次期計画の策定に取り組みます。

施策事項６　バリアフリー設備等への理解促進について

点字ブロック上への駐停車の防止や、障害者用駐車場・多機能トイレの適正利用を推進します。市民のバリアフリー設備への理解を促進するため、より効果的な周知方法について検討します。

施策事項７　障害者の虐待防止について

障害者虐待防止法の意識啓発や、障害者に対し誰もが適切な支援が行えるよう啓発を行い、虐待防止及び早期発見・早期通報に繋げていきます。また、障害者虐待に関する相談・通報の受理、事実確認を待ったうえで、障害者本人及び養護者、施設等に対して関係機関と連携し、適切かつ迅速な対応及び支援を行います。

ウェブサイトなどを活用して、虐待について通報の義務があることを市民に周知するとともに、虐待についての研修会などを実施し、早期の対応及び虐待防止に努めます。

33ページ

施策分野２　ユニバーサルデザインの推進

こころのバリアフリーの推進の現状と課題

障害者差別解消法で求められる取組を促進するには、障害に対する差別や偏見をなくし、障害のあるなしにかかわらず、互いの個性を認めあうことが大切です。

障害福祉アンケート調査では、障害があることで差別や嫌な思いをした経験について、「よくある」「少しある」と回答した人の割合は41.6％となっており、差別や嫌な思いをした経験をした場面については「職場」「買い物やレジャーなどの外出先」「学校」の割合が高くなっています。また、こころのバリアフリーへの満足度については、「不満」「やや不満」と回答した人の割合は37.3％となっており、より一層のこころのバリアフリーに取り組むことが求められます。

今後は、これらの取組を引き続き進めていくとともに、地域や民間事業者における理解及び配慮を促進するため、障害者差別解消支援地域協議会で取組を推進するとともに、こころのバリアフリーや差別解消に向けた取組を進めていくことが重要となります。

34ページ

こころのバリアフリーの推進の施策事項と施策内容

施策事項１　行政サービスにおける配慮の実施について

市職員対応要領に基づき、市の事務や事業の実施に当たって、障害を理由とする差別のない、障害の特性に応じた適切な配慮の実施を行います。

市の窓口業務、会議、イベント等、各種業務において配慮を実施します。

選挙等において、障害により生じる広報等の情報格差の解消や投票方法の工夫など、障害特性に応じた配慮を実施し、政治に参加できる環境づくりに努めます。

障害者差別相談窓口において、市の業務を含む、市内事業所などで発生した障害を理由とした差別的取扱いに関する相談に対応します。

施策事項２　学校における配慮の実施について

市立小中学校における対応要領に基づき、障害のあるなしによって分け隔てることなく、障害者やその家族と同じ目線で相手の立場に立って考え、配慮を実施します。必要に応じて研修等を実施し、障害特性に応じた配慮ができる体制整備に努めます。

児童生徒、保護者及び教職員が一緒になって個々の特性を理解し、合理的配慮について合意形成を図ります。

施策事項３　地域、民間事業者における配慮の促進について

障害者差別解消法の改正により、民間事業者等に合理的配慮の提供が義務付けられたことを周知し、配慮の必要性の働きかけを行います。

市や事業所、市民活動団体等が取り組んでいる、障害者への配慮の事例について情報発信することにより、地域や民間事業者等による配慮を促進します。また、何が差別にあたるのか、どのような配慮をすればいいのかを理解できるよう、本市での事例を集めた「障害者差別と配慮の事例集」を活用し、合理的配慮の提供を促進します。

施策事項４　障害者差別解消支援地域協議会の取組について

学識経験者、関係機関等から構成する障害者差別解消支援地域協議会を設置し、じあんの情報共有及び障害者差別解消推進のための取組に関する協議を行い、地域ぐるみで障害者差別の解消に向けた取組を推進します。

施策事項５　山口宇部ふれあい公園インクルーシブ大型遊具広場の活用について

誰もが楽しめるイベント等を開催するにあたり、障害のあるなしに関わらず、ともに遊ぶことでお互いを知り、相手を思いやる気持ちが育まれるインクルーシブ大型遊具広場の活用に取り組みます。

35ページ

情報バリアフリー化の推進の現状と課題。

市の業務におけるコミュニケーション支援としては、市の窓口に手話のできるコミュニケーション支援員を配置するとともに、職員一人ひとりが障害の特性に応じた適切な配慮や支援が行えるように取り組みます。

障害福祉アンケート調査では、情報を入手する際に困っていることとして、「特に困ることはない」が30.1％で最も高く、次いで「わかりやすく説明してくれる人がいない」が27.7％、「専門用語など、わからない言葉が多い」が25.4％で続いています。

今後は、これらのコミュニケーション支援の取組を、行政機関だけでなく民間事業者にも広げていくこと、これに合わせて、手話や点字等のコミュニケーション支援を行う人材の養成を進めていくことが必要となります。

36ページ

情報バリアフリー化の推進の施策事項と施策内容

施策事項１。市の業務の情報バリアフリー化の充実について

「情報バリアフリー化の手引き」に基づき、障害者への情報保障に取り組むとともに、窓口業務、会議、イベント等においても、障害の特性に応じた適切なコミュニケーション支援を実施します。

視覚障害者への文書での情報提供については、本人の希望する手段の登録に従い、拡大文字や点字・音声コードの添付、メール（電子データ）による配慮を実施します。

言語障害、知的障害、精神障害、発達障害など、様々な障害に配慮し、わかりやすい表現、簡単な文章の利用、ルビの添付、ゆっくりと話すなど、個々の状況に応じた配慮を行います。

聴覚障害者に対するコミュニケーション手段を確保するため、講演会や会議においては、当事者の希望に沿い、手話通訳や要約筆記、ヒアリングループの活用等を行います。

点字・音訳版「広報うべ」「議会だより」の作成や、テキスト部分の拡大や音声読み上げに対応したデジタルブックでの配信など、視覚障害者への市政情報の提供に努めます。

市役所窓口に手話通訳をはじめとする、障害の特性に応じた適切なコミュニケーション支援を実施する専門員を配置し、障害者が安心して各種手続きや相談ができる環境をつくります。

施策事項２　地域、民間事業者の情報バリアフリー化の促進について

当事者が感じる情報バリアを民間事業者等に伝えることで、取組を促進します。

市が実施している、情報バリアフリーの取組を地域や民間事業者等へ発信し、情報バリアフリー化の必要性を周知します。

事業所や市民活動団体等が、障害者とのコミュニケーションを円滑に行うために必要な費用や情報提供に必要な費用等を助成します。

施策事項３　コミュニケーション支援体制の整備について

地域住民が自分にできる支援を行うことで、障害者が地域で安心して暮らせるよう、コミュニケーション支援に関する人材を養成します。

意思疎通が困難な障害のある人の、円滑なコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や同行援護等の支援者の養成講座の受講や資格取得にかかる費用を助成し、専門的支援人材の確保に努めます。

意思疎通が困難な障害のある人の、円滑なコミュニケーションを支援するため、専任の手話通訳者を市の窓口及び宇部市社会福祉協議会に配置するとともに、手話通訳者、要約筆記者の派遣等を継続します。

宇部市社会福祉協議会と連携し、支援者の活動と当事者への支援拠点の充実を図ります。

37ページ

施策事項４　情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実について

聴覚障害者等の電話利用をサポートする電話リレーサービスや、手話通訳が困難な際に利用できる遠隔手話など、先進的なコミュニケーションツールを活用した支援の充実を図るとともに、必要な時に適切に利用できるよう周知に努めます。

日常的な情報取得や意思疎通に困らないよう、日常生活用具の給付やニーズに応じた用具の見直しを検討します。

施策事項５　ＩＣＴを活用した情報提供・コミュニケーション支援の充実について

ＩＣＴを活用した情報提供や先進的なコミュニケーションツールを活用し、支援の充実に取り組みます。

対面による手話通訳が困難な場合の遠隔手話の活用について、実施体制の整備に向けた検討を進めます。

スマートフォンやタブレット端末等を活用した情報収集や情報発信を促進するため、障害の特性に応じた研修等を実施します。

38ページ

環境のバリアフリーの推進の現状と課題

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を営みながら、社会参加を行っていくために、民間施設や公共施設のバリアフリー化等、生活環境や住環境の整備は不可欠です。

障害福祉アンケート調査では、バリアフリーの観点から、「公共の施設」で改良してほしい所として、「段差を減らしてほしい、スロープにしてほしい」「手すりをつけてほしい」「障害のある人が使えるトイレを増やしてほしい」と回答した割合が高くなっています。環境のバリアフリーへの満足度については、「不満」「やや不満」と回答した人の割合は24.2％となっており、すべての市民にとって暮らしやすいまちとなるよう継続して環境のバリアフリー化に取り組む必要があります。

現在、公共施設については、多機能トイレや点字ブロックの設置など計画的にバリアフリー化を進めています。また、障害者関係団体等からの意見を取り入れ、当事者の意見を踏まえて新庁舎の建設を行い、建設後もさまざまな要望に対応しています。民間施設については、「山口県福祉のまちづくり条例」の基準に合わせ、新規に建設及び改築等される特定公共的構築物のバリアフリー化は徐々に進んできていますが、条例の対象外の施設については、まだまだバリアフリー化が進んでいないのが現状です。誰もが暮らしやすいまちづくりに向けて、計画的なバリアフリー化を進めます。

環境のバリアフリーの推進の施策事項と施策内容

施策事項１。市施設のバリアフリー化の推進について

すべての市民が快適に利用できる庁舎を目指し、車いす利用者や障害者関係団体等の意見を踏まえながら、二期庁舎についてもバリアフリー化に努めます。

ふれあいセンター等のバリアフリー化を計画的に進めていきます。

点字ブロック、ヒアリングループ、音声案内、赤色回転灯など障害の種別に応じて必要となる設備については、障害者関係団体などの関係者から意見を聴取し、整備を推進します。

多機能トイレなど施設設備のわかりやすい表示とともに、利用マナーの向上に取り組みます。

# 39ページ

施策事項２　民間施設のバリアフリー化の促進について

「山口県福祉のまちづくり条例」の基準に合わせ、新規に建設及び改築等される特定公共的構築物のバリアフリー化の徹底を図るとともに、この条例の趣旨の周知を行い、公共性の高い民間建築物から重点的にバリアフリー化を啓発します。

店舗等の民間施設に対するバリアフリー化改修助成金制度により改修費用の一部を助成し、バリアフリー化の推進に取り組みます。

施策事項３　公共交通機関のバリアフリーの推進について

「宇部市地域公共交通計画」に基づき、障害者や高齢者が利用しやすいノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの導入を促進します。

施策事項４　道路環境の整備について

道路整備については、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」などの基準に基づき、障害者などの移動に配慮した整備を推進します。

障害者の利用頻度の高い道路網に重点を置き、障害者関係機関や警察署と連携を図りながら、バリアフリー対応型信号機の設置を推進します。

施策事項５　住宅改修の支援について

障害のある人が住み慣れた住宅で生活を維持できるよう、手すりの設置や段差の解消などの住宅改修費を給付し、障害者の自立生活を支援します。

施策事項６　市営住宅のバリアフリー化の推進について

市営住宅の建て替えにおいて、全室を車いすで移動できるバリアフリー、介護スペースに配慮した広い水回り、浴室・便所等の手すり設置等を行うなど、市営住宅のバリアフリー化を計画的に進めます。

地域での生活を希望する重度身体障害者に対して、「重度身体障害者自立生活支援付住宅」において、安否確認や緊急時の対応、日常生活における援助・相談などを行い、自立生活を支援します。

施策事項７　外出しやすい環境の整備について

外出時に移動の支援が必要な障害者に対して，移動支援を実施します。

ICT技術の進展により施設等の無人化が進む中で、障害者にとっての新たな障壁が生じないよう、支援について検討を進めます。

障害者等が外出時に必要な情報について当事者から意見を聴取し、関係部署と連携し、「おでかけマップ」などの利用しやすいツール等について検討します。

40ページ

施策分野3　人材の確保

人材の養成・確保の現状と課題

障害者の多様化するニーズに適切に対応し、障害者の生活を支援していくためには、高い専門性を持つ人材と量的な確保が求められます。

また、コミュニケーション支援現場等においては、ボランティアによる支援に頼っている状況であり、医療機関や就労現場等において専門的に支援ができる人材の確保とともに、市民の多くが適切なコミュニケーションができるような人材養成もあわせて行う必要があります。

福祉事業所からの意見聴取では、半数以上の事業所が人材不足を感じており、人材の確保や育成、定着等が大きな課題として挙げられました。障害福祉に関する活動を行っている団体からも、高齢化による担い手不足や会員の減少が課題という声が多く挙げられており、支援を必要とする人に対して必要なサービスを提供できるよう、人材確保が急務となっています。

人材の養成・確保の施策事項と施策内容

施策事項１　障害福祉サービスの人材確保について

ハローワークと連携し、福祉・介護人材確保に向けた取組を強化します。

市内の障害福祉サービス事業所へ新たに支援員等として就職した者に対して助成金を支給し、支援人材の確保に取り組みます。

施策事項２　コミュニケーション支援等の人材確保について

障害の特性に応じたコミュニケーション支援を推進するため、資格取得の際にかかる費用の一部を助成するなど、高い専門性をもつコミュニケーション支援者の養成をします。

地域住民による支援を実施するため、コミュニケーション支援に関する人材を養成します。

障害者が安心・安全にスポーツに参加できる機会の創出のため、宇部市スポーツコミッションと連携し、障害者スポーツ指導員等の養成を支援します。

41ページ

基本目標１　互いを理解し、共生するまちづくり　における主な取組の関連指標を示します。

１　障害者理解促進講座等の受講者数。

令和５年度現状は1800人です。令和８年度目標値を2100人として設定しています。

２　手話奉仕員登録者数。

令和５年度現状は163人です。令和８年度目標値を177人として設定しています。

３　ノンステップバスの導入数。

令和５年度現状は43台です。令和８年度目標値を46台として設定しています。

４　公共施設と民間施設のバリアフリー化工事件数。

令和５年度現状は24か所です。令和５年度目標値を27か所として設定しています。

５　バリアフリー施設のウェブサイト掲載件数（民間）。

令和５年度現状は72件です。令和８年度目標値を87件として設定しています。

関連指標については、第７期宇部市障害福祉計画・第３期障害福祉計画の計画期間の令和８年度以降に本計画の改定を行うため、目標年度を令和８年度とします。

令和９年度以降の目標値については、法制度の見直しに伴い、令和８年度以降に策定する改定計画において設定します。（以後の目標指標も同じ）

42ページ

基本目標２　ともに学び育つ

施策分野１　保育・教育・療育の充実

早期発見・早期療育の充実の現状と課題

乳幼児から学齢期までの発達は、その後の成長にとって大変重要な時期であり、乳幼児に対する健康診査による障害や疾病等の早期発見と、適切な方法による支援を実施することが重要です。

障害福祉アンケート調査によると、本市における障害の「早い発見」と「早い発達支援」の取組の満足度について質問したところ、「あまりできていない」「できていない」を合わせて56.3％となっており、早期発見・早期療育の取組の充実が求められます。「障害の早期発見と早期支援のために最も必要なこと」として、「病院、療育施設、市など関係機関の連携体制」「乳幼児健診の充実」「児童発達支援や放課後等デイサービスなど、福祉サービスの充実」の割合が高くなっています。また、「障害の診断・判定を受けた頃の家族・親の気持ち」については、「これからどうしてよいかわからなかった」「障害や病気のことについて何もわからず、不安だった」、「どこに相談に行けばよいかわからなかった」の割合が高くなっています。

今後も、障害の早期発見に努めるとともに、適切な支援、療育に早期に繋がるよう、医療、保健、療育、保育、教育等連携体制の強化を図る必要があります。

43ページ

早期発見・早期療育の充実の施策事項と施策内容

施策事項１　健康診査による早期発見と支援の実施について

乳幼児に対する健康診査を実施し、未受診者に個別対応するなど受診率の向上を図るとともに、障害や疾病等の早期発見・早期治療、療育、訓練へと必要な支援が適切につながるよう努めます。

医療機関等との連携を図り、乳幼児の発達支援を推進するとともに、５歳児健康診査については、就学に向けて幼児の発達に応じた適切な支援が行えるよう、関係機関と連携を図りながら取り組みます。また、発達等に関して支援が必要な対象者に適切な対応を行えるように、保護者への支援強化、相談会の回数の増加を図ります。

自閉症スペクトラムや学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）など、発達障害の早期発見に努めるとともに、保護者のニーズに応じた就学相談等を実施し、障害の状態に即した適切な就学支援を行います。乳幼児に対する健康診査を実施し、未受診者に個別対応するなど受診率の向上を図るとともに、障害や疾病等の早期発見・早期治療、療育、訓練へと、必要な支援が適切につながるよう努めます。

# 44ページ

施策事項２　療育ネットワークの充実について

医療、保健、福祉、療育機関、関係機関等との連携強化を図り、適切な支援が受けられる環境の充実を図ります。

乳幼児の健康診査での発育・発達に関する相談を継続支援するとともに、発達クリニックなどから適切に医療機関や療育機関等につないでいきます。

障害児の療育を行う事業所と連携を図り、療育施設や保育施設の相互利用を図ります。

施策事項３　発達相談と早期支援の充実について

発達障害等相談センターによる相談・支援体制の充実を図るとともに、臨床心理士等専門職による相談や心理検査等を実施し、療育機関をはじめ関係機関と連携した適切な支援の充実を図ります。また、学校就学時や就学途中での在籍変更に係る「発達検査」について、療育機関や心理士等の個別での検査を含めて検査が迅速かつ円滑に実施できる環境整備に努めます。

保護者に対して障害に対する正しい理解促進を図るため、発達に応じた対応方法・支援方法の助言や、保護者間の交流のほか安心した生活を送ることができるよう、関係機関や団体と連携して地域のネットワークを構築するなど、保護者サポートの充実を図ります。

ライフステージを通じて一貫した支援が行えるよう、発達障害等相談センターや児童発達支援センター及び関係機関と連携し、発達・生活相談、保護者サポート、支援者育成、理解促進・普及啓発に関する取組を実施します。

幼児期から成人期までの継続した切れ目のない支援を実施するため、保育・保健・教育・福祉・医療分野が連携した支援体制を構築します。

研修会等の実施や講師派遣、支援者への助言など支援者育成や、発達障害等に関する普及啓発を図ります。

施策事項４　障害児保育の充実について

特別な支援を要する幼児への支援の充実を図るため、市内保育所や幼稚園に対して、人材の配置や必要な運営費、研修費等の支援を行います。

障害福祉サービス等による保育所等訪問支援事業により集団生活への適応など支援の実施を図ります。

保育士等への障害理解を促進するため研修の充実を図ります。

施策事項５　医療的ケア児への支援の充実について

医療的ケア児を地域で支援するために、関係機関による情報交換会を定期的に開催し、情報共有の場を設けます。また、医療的ケア児コーディネーターの配置を進め、医療的ケア児への支援の充実を図ります。

医療的ケア児が保育所や小中学校の入園・入学を希望される際は、関係機関と十分協議し、受入体制の整備に努めます。

45ページ

特別支援教育の充実の現状と課題

保育所、幼稚園、小中学校では、発達障害を含め障害のある、すべての幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行なわなければなりません。

障害福祉アンケート調査によると、「保育や教育を受ける中で今まで困ったこと」として、「保育士や教諭に障害のことを十分理解してもらえていなかった」「就学の場を検討する時に、どこが適切かわからずに悩んだ」の割合が高くなっています。教育に関する要望としては「障害特性や支援の知識を持った教職員の配置」「進学や進級時の支援の引き継ぎ体制の強化」「障害に関する周囲の理解を深める教育の推進」「特別支援学級の配置教員数の拡充」の割合が高く、それぞれの発達状況やニーズに応じた支援ができる体制の充実が求められています。

特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒については、一人ひとりの状況を把握し、教職員の共通理解を図りながら、障害特性に配慮した教育を推進するとともに、関係機関との連携を強化し、障害のある幼児児童生徒が自立し社会参加ができるよう、幼児期から一貫した教育体制の充実を図る必要があります。

また、教育的支援の充実のため、教育支援員や支援ボランティアの配置が必要となっています。さらに学校や地域における障害に対する理解を深めるため、共同の学習活動や生活体験などができるよう、交流教育を推進する必要があります。

# 46ページ

特別支援教育の充実の施策事項と施策内容

施策事項１　特別支援教育の体制強化について

小中学校等において個別の教育支援計画の作成・活用・周知を図り、一人ひとりの教育的ニーズに応じた一貫した支援を推進するとともに、療育施設や福祉サービスと連携し、一人ひとりを大切にする教育を推進します。

支援学校及び小中学校から専門性の高い教員を特別支援学校や小中学校のサブセンターに地域コーディネーターとして配置し、小中学校等への巡回訪問や個別の教育支援計画の作成・活用への助言等を行うことで、適切な支援体制の構築を図ります。

指導主事が保育所、幼稚園、小中学校を継続的に訪問し、指導や支援に対する指導助言等を行い、障害のある幼児児童生徒の能力や可能性を最大限に伸ばす教育体制の充実を図ります。また、保育所・幼稚園と小学校との連携を強化し、円滑な就学に向けて小学校への情報提供等に取り組みます。

小中学校に特別支援教育に係る校内コーディネーター、教育支援員や支援ボランティアを配置し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援体制の充実を図ります。

47ページ

施策事項２　療育関係機関連携の強化について

地域自立支援協議会のこども支援部会において、障害児やその家族への充実した支援の実施に向けて、療育関係機関の連携強化に取り組みます。

本人の特性に合わせた、一貫した支援が行えるよう、学校と事業所との連携体制の構築を進めます。

施策事項３。通級による指導の推進について

小中学校の通常の学級に在籍する児童生徒が、個々の特性や障害の状態に応じたより良い指導・支援が得られるよう、他校から通級設置校で指導を受ける「他校通級」や指導担当教員が学校を訪問する「訪問型通級」等の方法も検討しながら、増加する通級のニーズに対応し、よりきめ細かな指導の充実を図ります。

施策事項４　交流及び共同学習の推進について

障害に対する理解の促進のため、特別支援学級と通常の学級の児童生徒が、それぞれの特性を生かして活動する共同の学習活動や生活体験などを通じてインクルーシブ教育の推進を図ります。

特別支援学校の児童生徒と、その住所地にある小中学校の児童生徒との居住地校交流を推進します。

施策事項５　体験学習の充実について

特別支援学級に在籍する児童生徒により広い視野を持たせるとともに、知識と能力の向上を図り、自立や社会参加に向けて主体的に取り組めるよう、特別支援教育青い鳥基金を活用した社会体験を含めた体験学習を推進します。

48ページ

就学・教育相談の充実の現状と課題

教育委員会内に設置したワンストップの総合相談窓口で、発達や就学、進路などに関する相談を受け付けるとともに、就学相談会を実施するなど、適正な就学指導の充実に努めています。また、関係機関と連携した教育相談を推進し、支援の必要な親子のサポートを行っています。

障害福祉アンケート調査によると、障害のある子どもの将来について「仕事をしてほしい」の割合が過半数を占めており、将来的に自立して生活できるよう支援の充実が必要です。

今後も、教育、福祉等の関係機関が連携した就学相談や教育相談、事例検討会等を開催することで、情報の共有化、ネットワークの強化を図り、個別のニーズに応じた適切な支援体制を整えていきます。また、ひきこもりや発達障害等の相談支援機関と連携し、早期支援、専門的支援を実施します。

就学・教育相談の充実の施策事項と施策内容

施策事項１　就学相談の充実について

教育委員会内に設置したワンストップの総合相談窓口や、支援学校や療育施設等で実施する個別での就学相談会において、発達や就学、進路、就職などあらゆる相談を受け付け、相談内容により市の関係課や関係機関と連携を図りながら、相談者と関係機関のコーディネートを図ります。

適正な就学指導を進めるために、相談窓口で随時相談を受け付けるほか、就学前の児童と保護者を対象とした就学相談会を実施します。

児童生徒やその保護者対象の進路学習会では、学校関係者や先輩保護者による説明会や講演会を実施するとともに、保護者の交流の場を設け、情報交換会を兼ねて実施します。

保育所、幼稚園、小学校、関係機関と連携した就学相談を継続的・計画的に実施し、連携強化を図ります。

中学校及び高校への進学について、それぞれ進路相談会を開催し、進学先となる学校について概要説明等を行います。

49ページ

施策事項２　教育相談の充実について

各学校において、県の教育機関や医療、福祉等の関係機関と連携を図りながら、スクールカウンセラー等による教育相談を推進することで、情報の共有化やネットワークの強化を図るとともに、支援の必要な親子をサポートします。

教育、福祉、医療、労働等のさまざまな関係機関が参加する事例検討会等の開催により、支援者間の顔の見える支援体制の強化を図ります。

ひきこもりや発達障害等に関する専門相談支援機関との連携強化を図るとともに、児童生徒とその家庭に寄り添った支援を行うため、学校と福祉を繋ぐ役割として、スクールソーシャルワーカーの配置や、児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラーによる支援の充実を図ります。

50ページ

教育環境の整備の現状と課題

発達障害等障害の多様化が進む中、教育の場における通常の学級にも支援を必要とする子どもが増えており、教員等に対する特別支援教育の知識普及に取り組んでいます。また小中学校においては、個々の障害の状態等に応じた個別の教育支援計画の作成・活用や教育環境の整備を推進しています。

今後も、特別支援教育に関する研修を教員等に実施し、障害に対する理解を深め、支援技術の向上に努めることが重要です。更に、地域と学校をつなぐ役目をもつｺﾐｭﾆﾃｨ･ｽｸｰﾙ等を活用し、地域への特別支援教育に関する理解促進を図る必要があります。またインクルーシブ教育システムの推進や、進路相談の充実、一人一人の障害に応じた教育環境を整備していく必要があります。

教育環境の整備の施策事項と施策内容

施策事項１　インクルーシブ教育システムの推進について

一人一人を大切にする教育を推進するため、保育所・幼稚園、小中学校、高等学校等における個別の教育支援計画の作成・活用やスムーズな引継ぎを推進するとともに、保育・教育・保健・医療・福祉・労働部局等の関係機関が連携し、障害のある子どもの多様なニーズに応じた支援の充実を図ります。

就学前から卒業後にわたり、切れ目のない一貫した支援が行われるよう関係機関と情報の共有化を図るため「パーソナル手帳」を周知するとともに、関係課や関係団体等が連携してパーソナル手帳活用セミナーを開催し、切れ目のない支援に努めます。

インクルーシブ教育システムの実現に向けて、学校等での交流学級や障害者・高齢者疑似体験などの福祉教育を実施します。

施策事項２　教職員などの資質向上について。

各小中学校に特別支援教育に係る校内コーディネーターを配置し、研修の実施等による特別支援教育に関するスキルや知識の向上を図ります。また、支援を必要とする児童生徒に関する研修内容の充実を図るとともに、教員等への発達障害を含めた障害に対する理解促進や支援技術の向上を図ります。

指導主事による巡回訪問により、発達障害のある子どもへの支援に対する評価や助言を行い、保育所、幼稚園、小中学校の支援体制の充実や円滑な就学につながるよう努めます。

特別支援教育研修会や支援ボランティア養成講座を開催し、教育支援員や支援ボランティアの資質向上を図ります。

進学時や進級時の子どもの支援の引継ぎに対する評価や助言を行い、支援体制の強化を図ります。

子どもやその保護者対象の進路学習会や、小中学校及び教育委員会等で個別の進路相談に応じるなど、進路相談の充実を図ります。

51ページ

施策事項３　地域における特別支援教育の理解促進について

学校と地域が連携、協働しながら子どもの成長を支える「コミュニティ・スクール」等を活用し、地域における特別支援教育に関する理解促進を図ります。地域住民も含めた小中学校児童生徒の合同授業において、ボッチャ等みんなで楽しめる活動を実施することで、心のバリアフリーや特別支援教育への理解促進を図ります。

施策事項４　学校の設備等の整備について。

誰でも安心・安全に過ごせる教育環境の実現に向けて、学校と連携しながら児童生徒の障害の状況に応じた支援機器や施設設備等の整備を推進します。

施策事項５　学童保育クラブの充実について。

特別な配慮を要する児童が増加傾向にあることから、学童保育クラブなど障害児と家族の支援を担う地域資源に対して、関係機関との連携を図ります。

障害児受入強化を図ることを目的として、学童保育クラブに対して、人材の配置にかかる支援を行います。

障害児の受け入れの推進に向けて、学童保育支援員の研修に、発達障害に関する研修を取り入れるなど、専門的知識や技術等の習得を図ります。また、巡回支援アドバイザーによる研修を行い、対応技術の向上を図ります。

基本目標２　ともに学び育つ　における主な取組の関連指標を示します。

１　乳幼児健康診査の受診率。

令和５年度現状は98.2％です。令和８年度目標値を100.0％として設定しています。

２　通級指導教室での指導内容の満足度。

令和５年度現状は100.0％です。令和８年度目標値は100.0％を維持することとして設定しています。

３　教育現場における障害者理解促進研修数。

令和５年度現状は１６件です。令和８年度目標値を22件として設定しています。

52ページ

基本目標３　ともに自立し安心して暮らす

施策分野１　疾病予防の充実

疾病の予防・早期治療の充実の現状と課題

本市の障害種別ごとの障害者の人数をみると、身体障害者手帳所持者のうち、内部障害が年々増加しており、加齢による疾病や生活習慣病等の重度化などの要因が考えられます。

障害の原因となる疾病を予防するためには、健康診査の実施や、市民が健康づくりや健康管理に積極的に取り組む仕掛けづくりが必要となります。

さらに、障害の予防や重症化の防止のためには、障害を除去または軽減するための医療費に対する助成、児童が将来の生活の能力を得るための医療費の助成なども重要です。

疾病の予防・早期治療の充実の施策事項と施策内容

施策事項１　健康づくりの推進について

広報紙やウェブサイトに健康づくりに関する情報を掲載するほか、メールサービスやSNS、健康づくり人材による口コミ等を通じたきめ細やかな情報発信に努めます。

健康づくり計画及び各地区の「健康プラン」に基づき、地域団体や市民活動団体、事業者等の多様な主体とのきょうそうにより、健康づくりや介護予防を推進します。

保健師や多様な団体と連携し、地域における自主的な健康づくりの取組みが実施・継続できるよう支援します。

施策事項２　生活習慣病など予防対策の推進について

生活習慣病の重症化は、将来腎臓や心臓などの機能障害を引き起こす可能性があるため、特定健康診査・特定保健指導の受診率向上を図り、早期の予防に努めます。

医療機関と連携しながら、特定健康診査の結果やレセプトデータなどを活用した保健事業（データヘルス）を実施することにより、対象者に合わせた受診勧奨を実施し、受診率向上に取り組むことで生活習慣病の発症や重症化の予防を図ります。

少ない手順で予約できる簡単予約システムの導入や、ナッジ理論を活用した受診勧奨によって、がん検診等の受診率向上を図り、疾病の早期発見・早期治療につなげます。

健康教室や健康相談を実施し、健康づくりや生活習慣予防を推進します。

施策事項３　医療費助成制度の運営について

障害者の更生に必要な医療費に対する助成を行い、障害を除去または軽減することによって、日常生活を容易にするとともに、職業の能力を増進します。

身体に障害のある児童や医療を行わないと将来障害を残すと認められる児童が、将来の生活の能力を得ることを目的として、医療費に対する助成を行います。

53ページ

健康相談・指導体制の充実の現状と課題

障害福祉アンケート調査によると、現在の生活で困っていることや不安なこととして「自分の健康や体力に自信がない」の割合が最も高くなっています。

今後も、障害者やその家族が抱える健康上の問題等を身近な地域で気軽に相談できる、健康相談と健康指導体制の充実に取り組みます。

健康相談・指導体制の充実の施策事項と施策内容

施策事項１　地域における相談・健康指導の充実について

障害者及びその家族に対して、個々に応じた生活を支援するため、保健師などが相談・指導を行います。

障害者等の在宅療養を支援するための看護師などによる訪問看護については、サービス調整を行うとともに、利用促進に取り組みます。

健康に対する意識向上の取り組みとして、地域活動支援センターなどを活用し健康づくりに参加できる環境を整えます。

54ページ

施策分野２　福祉・生活支援の充実

相談支援体制の充実の現状と課題

障害福祉アンケート調査によると、困った時の相談先として「相談する人がいない」が６.８％、「相談をしたいができない」が３.５％となっています。また、相談したり支援を受けたりすることについて「ためらいを感じる」「どちらかといえばためらいを感じる」の割合は４１.０％となっており、相談しやすい体制整備とともに、困りごとを抱えていても相談しにくい人に対するアウトリーチの支援が求められます。

地域の身近な相談窓口である地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等を福祉なんでも相談窓口として機能強化するとともに、今後は、個々の相談が専門的支援に適切につながるよう連携体制を構築する必要があります。

障害者の生活の課題や将来を見据えた適切なサービスを提供するためには、サービス等利用計画の内容の充実を図るとともに、専門的相談支援との連携を強化する必要があります。

55ページ

相談支援体制の充実の施策事項と施策内容

施策事項１　総合相談支援の実施（複合的な課題の相談窓口の拡充）について

本庁舎内の福祉総合相談センターや福祉なんでも相談窓口において、高齢者や障害者が家庭や地域で生活する中で起こる複合的な課題の相談に応じます。

地域の身近な相談窓口である、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等を福祉なんでも相談窓口とするとともに、福祉なんでも相談員を配置し、属性にとらわれず相談を受けとめる体制を整備します。また、福祉なんでも相談員の研修において障害者支援のプログラム実施等を取り入れ、障害者に関する理解と支援力の向上に努めます。

障害者の身近な相談窓口であり、当事者と家族の複合的な課題に対応している障害者相談員や専門相談機関、地域包括支援センター等の関係機関との連携体制を強化します。

障害者相談支援事業所と連携し、開所時間外であっても連絡がとれる体制の維持・継続に努めます。

日々の暮らしの中でのさまざまな悩みを気軽に相談できる窓口を分かりやすくまとめた相談窓口一覧を活用し、相談窓口の周知を図ります。

施策事項２　専門的相談支援の強化について

障害福祉課を基幹相談支援センターに位置づけ、高い専門性をもつ障害者相談支援事業所との連携により、個々の障害の状況に応じた適切な障害福祉サービスの利用に繋げるとともに、障害者等の総合相談を実施します。

ひきこもり相談支援について、本人の自立に向けた取組をさらに強化するとともに、教育機関と連携して、早い段階からの支援を実施します。また、専門的相談支援機関と連携し、ひきこもり支援体制の充実を図ります。

発達障害等相談支援について、幼児期から成人期における、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うため、教育分野と福祉分野が連携した支援体制を構築します。

56ページ

施策事項３　計画相談支援の充実について

計画相談支援事業所と、就労、介護等のサービス提供事業所との連携を強化し、障害者本人の状況を把握することで、最適なサービス等利用計画の作成を図ります。

生活困窮、ひきこもり、発達障害、就労など、専門的相談支援機関と連携した計画相談支援体制を構築します。

相談支援に関する研修会を実施し、当事者の課題解決に向けた適切な支援計画の作成と、モニタリングの充実を図ります。

地域自立支援協議会内の相談支援部会において、相談支援専門員の資質の向上及び地域課題の共有や事業所連携の強化を図ります。

施策事項４　重層的支援体制の強化について

ハチマルゴーマル問題やダブルケアなど、既存の支援制度では解決できない複合的な課題に対応するため、重層的支援体制の強化に取り組みます。「福祉なんでも相談窓口」が中心となったアウトリーチの相談支援や、継続的な支援を通じた社会参加支援、地域の関係機関と協働しながらの地域づくりの支援を進めます。

地域住民の抱えるさまざまな困りごとに対応するため、身近な相談先である地域の担当保健師等によるアウトリーチを含めた相談受入体制の充実を図ります。

施策事項５　障害者の家族支援の充実について

同じ悩みを持つ障害者の家族等が交流できる場の提供や、家族会やペアレントメンター活動の支援を進めていきます。

57ページ

地域支援ネットワークの充実の現状と課題

障害者が地域において安心して生活を送るためには、保健・医療・福祉・教育・就労関係などの支援者の連携を深めることが不可欠です。

障害福祉アンケート調査によると、地域で生活するために必要なこととして、「地域の人たちが障害について理解してくれること」が15.4％、「地域の人が声かけや見守りをしてくれること」が8.8％となっており、福祉サービスの利用のしやすさや経済的負担の軽減だけでなく、専門職等による支援や地域住民による手助けなども必要とされています。今後の隣近所との関わり方について、「日頃から話せるような親しく付き合える人がほしい」「日常生活で困ったときに相談したり、助け合える人がほしい」を合わせて２７.０％の人が地域住民との関係構築を望んでおり、障害のある人もない人も地域で安心して生活を送るために、支援者ネットワークに地域住民も加わり、地域全体で障害者の暮らしを支援していく必要があります。

また、共生型地域包括ケアシステムの考え方を基盤に、社会福祉法人等の地域資源との連携をさらに強化することにより、子どもから高齢者、障害者まで、世代などを意識せず、地域で支え合う体制づくりを進めていく必要があります。

58ページ

地域ネットワークの充実の施策事項と施策内容

施策事項１　支援者ネットワークの強化について

障害者一人ひとりの課題にきめ細かく対応するために、当事者、家族、医療機関、計画相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、学校、地域、行政などによる個別支援会議を開催し、支援体制を強化します。

施策事項２　支援にかかる課題解決システムの強化について

保健・医療・福祉・教育・就労関係などの支援者からなる実務者会議において支援現場の課題を抽出し、事務局会議、地域自立支援協議会などで課題の解決に向けた協議や検討を行うことで、充実したサービスの提供に努めます。

施策事項３　地域自立支援協議会の強化（関連図　59ページ）について

障害者の抱える様々な課題について、地域自立支援協議会を情報共有及び解決の場として機能強化を図ります。あらゆる関係機関の参加を促し、障害者や事業所、行政が連携しながら対応することで実効性のある支援の検討につなげます。

施策事項４　支え合いの地域福祉の推進（共生型地域包括ケアシステム）について

地域住民が地域課題を共有して解決策を話し合う「地域支え合い会議」を、地域包括支援センター等の支援により実施し、子どもから高齢者、障害者まで対象を区別せず、地域で支えあう体制づくりを進めます。（地域支え合い包括ケアシステムの推進）

障害者や支援者が地域住民のネットワークに参加できるよう意識啓発を図り、障害のあるなしにかかわらず支え合うことのできる地域づくりを促進します。

あいサポート運動を推進し、住民一人ひとりが障害者のちょっとした困りごとに手助けができるようになることを目指し、地域住民に対する障害者理解の促進に努めます。

59ページ

施策事項５　社会福祉法人等の地域資源の活用について

社会福祉法人等の地域資源との連携を強化し、障害のあるなしにかかわらず、地域で支えあう体制づくりを進めます。

施策事項６　発達障害に関する支援体制の充実（関連図　60ページ）について

ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援が受けられるよう、人材の確保に努め、関係機関と連携し、地域支援体制を構築します。

専門職が連携した発達障害に関する相談窓口の設置や、ペアレントメンター活動の支援、支援者の育成など、総合的な発達障害支援に取り組みます。

サポートブックや啓発ちらしを活用し、発達障害への正しい理解の周知を図ります。

施策事項３　地域自立支援協議会の強化の関連図

地域自立支援協議会の体制について、代表者会議として宇部市地域自立支援協議会があり、その下に事務局会議、実務者会議として分野ごとに協議を行う専門部会、個別支援会議等の会議体が設置されています。

個別支援会議等からニーズや課題、困難ケース等を吸い上げ、専門部会において課題抽出を行います。障害児やその家族についてはこども支援部会、相談支援に関することについては相談支援部会、障害者の就労支援に関することについては就労支援部会、地域での生活に関することについては地域生活支援部会において協議することとなります。

実務者会議（専門部会）からの意見をもとに、事務局会議において取りまとめを行い、宇部市地域自立支援協議会へ地域課題の提案を行います。宇部市地域自立支援協議会では地域課題の解決に向けた検討を行い、事務局会議において、より具体的な解決方策について検討を行います。

60ページ

施策事項６。発達障害に関する支援体制の充実の関連図

発達障害に関する支援体制について、本人や家族を支えるために、障害福祉サービス提供事業所や療育機関、相談機関、地域、保育・教育機関、保健、医療の各分野の関係機関が有機的に連携し、共に成長を支援するネットワークを構築します。

また、関係機関との連携のもと、情報共有を行いながら幼少期、学齢期、青年期を通じて、切れ目のない支援体制を構築します。

61ページ

地域移行及び地域定着に対する支援の強化の現状と課題

施設に入所または、精神科病院等に入院している障害者が、希望する場所で地域の一員として暮らすことができるよう、入所施設や精神科病院から地域生活への移行を促進し、地域での安定した生活の継続を支援しています。

市内には、精神科病院、かかりつけ医などが充実し、病院においても地域連携室により退院後に地域の支援につなげる取組が進んでおり、地域においては、関係機関が連携しながら、地域移行と定着の支援を実施しています。しかしながら、住まいの確保について、保証人が確保できない等の理由で困難なケースもあり、居住サポート制度の構築も急務となっています。

障害のある人の地域への移行と定着を促進するためには、病院や行政、計画相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、地域の支援者等の連携を強化するとともに、地域住民への障害者についての理解を促進することが重要となります。

特に、病院から地域生活に移行する精神障害者について、地域住民と支援者の連携を強化し、支援者間のネットワークの強化をはかる、地域包括ケアシステムの推進を行うことが課題となります。

地域移行及び地域定着に対する支援の強化の施策事項と施策内容

施策事項１　地域移行地域定着支援の強化について

障害者が病院や入所施設等から地域生活への移行を希望した場合、安心して生活ができるように、計画相談支援事業所により、住居の確保や福祉サービスの受給等の相談支援、地域定着に向けた緊急時等の相談支援を実施します。

地域生活を支援するためのサービスとして、一定期間、定期的に障害者の居宅を訪問し、生活の状況を確認して必要な助言や医療機関等の連絡調整を行うなどの支援を実施します。

施策事項２　居住サポートの構築について

住宅セーフティネット制度を活用し、県や関係機関と連携しながら障害者の住まいの安定確保を推進します。

アパートの家主等と計画相談支援事業所や医療機関等の支援者の連携を強化することで、きめ細かな支援の実施に努めます。

地域での自立生活への移行を支援するための地域生活体験利用やグループホーム等の体験利用を促進します。

施策事項３　地域の障害者理解の促進について

あいサポート運動を推進し、市民の障害に対する理解を促進することで、障害者が暮らしやすい地域づくりを促進します。

施策事項４　精神障害に対応した地域包括ケアシステムの推進について

精神科医療機関、保健所、市、障害福祉事業所（相談支援、サービス事業所）等、精神障害者の地域移行に関わる保健・医療・福祉の一体的取組をすすめます。

「地域と専門職」の連携体制の強化、本人の状況を踏まえた支援方法と支援のキーパーソンの見える化を行うことで、地域見守りと支えあいを実施します。

精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、課題解決のための協議を進めます。

62ページ

高齢障害者が安心できる支援の実施の現状と課題

本市では、介護保険サービスへ移行する年齢である６５歳に到達する前に、本人や計画相談支援事業所、ヘルパー等サービス事業所と市が協議を行い、障害の特性や程度に応じて、障害福祉の固有サービスの適用等を行うことにより、介護保険サービスへの移行を円滑に進めているところです。

移行については、障害者総合支援法の相談支援専門員と介護保険法の介護支援専門員が情報交換しながら進めていますが、障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されるため、介護保険制度により利用者負担が新たに生じたり、介護保険事業所において障害特性に応じた適切な配慮をうけることができない、などの課題があり、相互の制度を理解することが必要です。

また、障害者が高齢となっても安心して自分らしい生活が送れるよう介護サービス事業所等への障害者理解の促進なども必要です。

今後、国の制度の動きを注視し、障害福祉と介護保険が連携した支援体制の構築を図ることが求められています。

高齢障害者が安心できる支援の実施の施策事項と施策内容

施策事項１　介護保険と障害福祉の連携強化について

障害と介護の相談支援機関とサービス事業所等の連携強化を図るとともに、制度緩和等の国の動きを見据えながら、障害者総合支援法と介護保険法による支援の一体的な取組を促進します。

施策事項２　スムーズな移行と適切な障害福祉サービスの提供について

６５歳になっても、支援が途切れずにサービスの質と量が維持できるよう、早期から関係者間でサービス利用について検討し、障害の程度や特性に配慮して、適切な障害福祉サービスの支給決定を行います。

一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担を軽減します。

施策事項３　介護保険事業所への障害者理解の促進について

介護保険事業所等の職員に対して、障害特性と支援方法についての理解促進を図ります。

63ページ

親の高齢化（親亡き後）を見据えた支援の実施の現状と課題

親からの支援を中心に生活している障害者は、親の高齢化や親亡き後に必要となるサービス受給に向けての第一歩が踏み出せないことが多くあります。

障害福祉アンケートでは、障害児を育てる親の不安として「保護者の死後、子どもの世話をする人がいないこと」が不安とする割合が43.8％となっています。

これらの課題に対しては、早いうちから準備を行うことが必要であり、将来必要となるサービス等の利用を見据えた支援をすることが重要になります。また、支援につながっていない家族を、早いうちから適切な支援につなげる、また、親の高齢化、親亡き後に地域での生活を続けるには、地域住民による見守りや支援のネットワークも重要となります。

親亡き後も障害者が地域で安心して暮らすため、本人の将来や課題を見据えた相談支援体制の充実を図るとともに、本人の生活のために必要となる支援機関と地域を適切につなげる、地域生活拠点を整備していきます。

# 64ページ

親の高齢化（親亡き後）を見据えた、支援の実施の施策事項と施策内容

施策事項１　将来を見据えたサービス等の支援体制の充実について

親の高齢化や親亡き後においても障害者が安心して暮らすための必要なサービスを考慮し、将来を見据えた支援を行います。

親の高齢化や親亡き後の支援の事例検討の実施等により、相談支援の充実を図ります。

施策事項２　体験利用の促進について

地域生活体験事業やグループホーム等の体験利用がしやすい制度の構築を行います。支援員の支援を受けながらの１人暮らしを体験する機会をつくることで、地域での自立した生活を支援します。

施策事項３　成年後見事業の充実について

「宇部市成年後見センター」で、成年後見制度や、日常生活自立支援事業の周知・啓発を行うとともに、弁護士や社会福祉士による専門職相談を実施し、制度利用を必要とする障害者の円滑な利用を図ります。

成年後見制度等に関わる人材のスキルアップを促進し、成年後見センター主催の出前講座や、各団体からの講座要請等に応えることで利用の促進を図ります。

宇部市社会福祉協議会が実施する法人成年後見人等受任事業「お気軽　成年後見」を周知し、利用の促進を図ります。

施策事項４　地域支援ネットワークの充実について

生活支援と相談支援、そして成年後見人などの法的支援、障害者を取り巻く複数の機関が連携した支援を実施します。

地域の「気になる」を支援につなげるため、市内１５か所に「福祉なんでも相談窓口」を設置し、困りごとの早期発見・早期支援に努めます。複合的な課題が生じている場合は支援会議を開催し、適切な支援につなげます。

障害者の親亡き後の地域生活を支援するため、地域支えあいの支援ネットワークを充実します。

65ページ

福祉サービスの充実の現状と課題

本市は、他の市と比較して障害福祉サービス事業所が充実しているものの、障害福祉アンケートでは、障害のある人の生活に関連する福祉事業として「自宅で生活するためのホームヘルプなどのサービスを増やしてほしい」「介護者が不在のときに利用できる短期入所などのサービスを充実してほしい」の割合が高くなっており、さらなるサービスの充実が求められています。

一方で、サービス事業所からの意見では、事業所で働く人材が十分に確保できていないという意見が多くあり、障害福祉事業所で働く人材の確保が急務となっています。

限りある人材や財源の中で、利用者に効率的な質の高いサービスを提供するには、市職員と相談支援専門員が、サービス事業所で提供する支援の内容と、障害者に対して必要な支援を見極めてマッチングするスキルを向上することが必要です。

障害児については、重度障害児、医療的ケアを必要とする障害児の支援の充実をはじめ、放課後や休日等を過ごす場、余暇活動の場の確保などのニーズに対応した支援を充実していく必要があります。

# 66ページ

福祉サービスの充実の施策事項と施策内容

施策事項１　最適なサービスの提供について

障害者のニーズに応じたサービスを限りある支援人材の中で効率的に提供するため、適切な支給決定に努めます。

事業所実地指導後の状況確認とサービス適正化事務により、障害福祉サービスの質の確保と向上を図ります。

施策事項２　地域生活拠点の整備について

障害者が安心して暮らせるよう、本人の課題と将来を見据えた計画相談支援の実施、専門的相談支援、緊急時の受入れ、一人暮らしの体験の提供などのサービスを整備することで、障害者の地域生活を支援します。

67ページ

施策事項３　緊急時の対応の強化について

緊急ショートステイ等の実施により、在宅の障害者の緊急時に一時的に施設の短期利用ができる居室の確保に努めます。

障害者見守り安心コールサービスの対象となる要件を拡充し、夜間等の緊急対応の強化を図ります。

障害者相談支援事業所では、開所時間外でも連絡がとれる体制をとっており、障害者からの相談にいつでも対応することができる相談支援体制を実施します。

施策事項４　障害児福祉サービスの充実について

障害児が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援、日常生活用具の給付などのサービスの提供の充実を図ります。また、医療的ケア児の支援の充実に取り組みます。

補装具の支給について、成長に伴って短期間での交換が必要となる障害児に対して、迅速な支給決定に努めます。

発達障害等相談センターにより、子どもの将来の自立に向けた発達支援として、教育と福祉の横断的な対応、就労現場における支援など、切れ目のない支援を実施します。

施策事項５　医療支援の充実について

重度心身障害者の医療費の自己負担に対する助成を行い、経済的負担の軽減と保健福祉の増進を図ります。

重度の障害者の入院時に、重度訪問介護のヘルパーを引き続き利用できるようにすることで、本人の特性や状況に応じた介護方法や環境を医療従事者に伝達し、適切な対応につなげます。

施策事項６　サービスのさらなる充実について

強度行動障害のある障害者、重度知的障害者、医療的ケアが必要な障害者等が入所支援や生活介護などのサービスを支障なく受けることができるよう、受け入れに必要な体制を整備します。

バス、タクシー、自動車改造助成などの移動を支援する事業の継続を図るとともに、同行援護、移動支援事業について、不自由なくサービスが利用できる環境を整えます。

施策事項７　日常生活におけるディーエックスの普及について

意思疎通支援をはじめとする生活上必要な支援について、ＩＣＴ活用を進め、効率化や利便性の向上に取り組みます。

障害者等のＩＣＴの利用機会の拡大や活用能力の向上を促進し、情報格差の解消を図ります。

68ページ

防災・防犯対策の推進の現状と課題

障害のある人が、地域の中で安心して生活するためには、防災・防犯など生活の安全対策は重要な課題です。

障害福祉アンケート調査では、災害時の避難について「１人で避難できる」と思う人は、身体障害者では28.0％、知的障害者では13.5％、精神障害では27.4％となっています。災害時における初期活動は、一緒に住んでいる家族や身近に暮らす地域の人との連携がいかに確立されているかに大きく左右されることから、本市では令和４年度から避難行動に支援が必要な高齢者や障害者の避難方法などを事前に決めておき、災害時に安心して避難できる「個別避難計画」の作成を進めてきました。一方で、個別避難計画の作成については「知らない」が73.2％を占めています。また、個別避難計画の作成意向について「作成したいと思う」「個別避難計画の作成についてもっと詳しく知りたい」を合わせると46.1％となっており、取組の周知とともに作成を進めていくことが求められます。

また、災害時に不安なこととして、「避難場所で障害にあった対応をしてくれるか心配」「避難場所まで行くことができない」「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」の割合が高くなっており、災害時に円滑に避難できるよう地域での防災訓練等への参加促進や災害の備えについて啓発するとともに、地域の避難場所・避難所における配慮の充実と環境整備の取組を促進する必要があります。

本市では、令和４年度に「障害の特性に応じた災害時用チェックリスト」を障害当事者や障害者関係団体とともに作成しています。災害時は地域での助け合いが重要になることから、障害のない人にもこのチェックリストについて周知することで障害の特性にあった対応についての理解を促し、地域で助け合える関係づくりを推進します。

障害福祉サービス事業所については、災害時に備えた防災設備の整備や施設の耐震化を推進するとともに、大規模災害を想定した避難計画の策定や、被災後速やかに利用再開できるよう、業務継続計画の策定の促進を図る必要があります。

69ページ

防災・防犯対策の推進の施策事項と施策内容

施策事項１　防災意識の向上について

様々なメディアの活用や出前講座、地域の防災訓練及び避難場所・避難所の模擬体験などの機会を通じて、障害者を含めた地域住民に対して不安の解消や防災意識の向上を図ります。

自主防災会の活動を支援するとともに、関係機関との連携協力体制を強化し、災害に強い地域づくりを推進します。

施策事項２　災害時の支援対策の実施について

障害の特性に配慮し、避難所での生活が困難な障害者が福祉避難所へ直接避難できるような体制を整備します。また、避難所での生活で特別な支援を必要とする避難者については、福祉避難所（協定した施設）と連携して支援を行います。

避難時等に配慮を必要とする障害者や高齢者に避難訓練の参加を促し、支援者との協力関係の確立や災害時の課題解決に向けた訓練を実施します。

障害福祉サービス事業所の防災設備の整備や施設の耐震化を推進するとともに、業務継続計画の策定の促進を図ります。

施策事項３　障害特性に応じた避難体制の整備について

災害時に、逃げ遅れ等が生じないよう、障害特性に応じた避難方法の検討を進めます。

避難拠点要員に対して、障害特性に応じた支援の仕方などを記載したマニュアルを作成し、避難場所・避難所で安全に過ごすことができるよう支援体制の整備に努めます。

災害時に必要な情報を得られるよう、防災情報伝達手段の普及を促進します。

停電時は、電源を必要とする医療機器の電源確保が必要なため、非常用電源の給付費の助成など、生命維持に必要な体制の整備に努めます。

施策事項４　個別避難計画の実行性の確保について

民生委員・児童委員や自主防災会等と連携し、災害時の避難についての理解と重要性を深めるととともに、相談支援専門員等と連携し、必要に応じて適切な福祉避難所とのマッチングを行うなど、個別避難計画の実行性の確保に努めます。

要配慮者の把握・確認を行い、個別避難計画の作成を促すとともに、避難時や避難場所・避難所での必要な配慮を把握することで、災害時における要配慮者への支援体制の充実と避難所生活への不安の軽減を図り、円滑な避難につなげます。

施策事項５　防犯体制の充実について

防犯対策協議会を中心として、地域の防犯ボランティア団体を支援するとともに、防犯キャンペーンなどにより防犯に対する意識の向上を図ります。

# 70ページ

基本目標３　ともに自立し安心して暮らす　における主な取り組みの関連指標は次のとおりです。

１　相談支援専門員等のスキルアップに係る研修実施件数。

令和５年度現状は17件です。令和８年度目標値を20件として設定しています。

２　特定健康診査の受診率。

令和５年度現状は38.0％件です。令和８年度目標値を45.0％として設定しています。

３　発達相談支援実施件数。

令和５年度現状は2100件です。令和８年度目標値を2700件として設定しています。

４　地域福祉総合相談センターにおける相談延件数。

令和５年度現状は7850件です。令和８年度目標値を8000件として設定しています。

５　65歳の介護移行時の支援者会議の開催率。

令和５年度現状は100.0％です。令和８年度目標値は100.0％を維持することとして設定しています。

６　地域移行のための体験利用者数。

令和５年度現状は13人です。令和８年度目標値を15人として設定しています。

７　精神病院等から地域に移行した人の数。

令和５年度現状は20人です。令和８年度目標値を26人として設定しています。

８　日常生活自立支援事業の利用者数。

令和５年度現状は183人です。令和８年度目標値を192人として設定しています。

71ページ

基本目標４　ともに働き楽しむ

施策分野１　一般就労・福祉的就労の推進

一般就労の促進の現状と課題。

一般就労を希望する障害者に必要な就労支援を行うためには、行政、地域の労働機関や雇用先が一体となって取り組み、障害者の雇用に理解のある企業等の拡大に努めることが必要です。

宇部市障害者就労支援ネットワーク会議の活動の中で、障害特有の行動やその対応についてまとめた「障害のある人の就労に関するガイドブック」等の作成や障害者雇用に関するセミナーの実施などを通じて、雇用主や従業員に対して障害特性等の理解啓発を行い、障害者雇用の拡大に取り組んでいます。

障害福祉アンケート調査では、障害者が働きやすくなるために、「職場の人が障害を理解してくれる」「障害の状況にあった仕事ができる」ことが必要と回答した割合が高くなっています。雇用主やともに働く人々など周囲の人への理解促進や、多様な働き方の推進により、就労定着を図ることが必要です。

今後も、障害者差別解消法、障害者雇用促進法で求められる取組を民間事業者に啓発するとともに、障害者就労支援ネットワーク会議が作成した障害者雇用ガイド等をさらに発信することで、民間企業の障害者雇用を促進することが必要です。

72ページ

一般就労の促進の施策事項と施策内容

施策事項１　障害者雇用の促進（一般就労に向けた支援の強化）について

働く意欲のある障害者の就労を支援するため、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなどと連携し、一人一人の障害の状況に応じたきめ細かな相談・情報提供に取り組みます。

福祉的就労現場や特別支援学校での支援により一般就労を目指す資質を備えた障害者には、就労移行支援事業の活用を勧めるなど、企業等への就労の促進を図ります。

重度障害者等に対し、雇用施策と福祉施策の連携により通勤や職場等における支援に取り組みます。

宇部市障害者活躍推進計画に基づき、公共機関における障害者雇用及び働きやすい環境整備に取り組みます。

施策事項２就労定着支援の強化について

就労移行支援等の利用を経て一般就労した障害者が、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じた場合に、就労移行事業所を中心に、関係機関と連携して定着に向けた必要な支援に取り組みます。

就労移行支援事業所、発達障害等相談センター、行政機関等が参加する移行支援ワーキングチーム会議を開催し、情報共有や連携の強化に努めます。

発達障害等相談センターと企業等の支援者の連携を強化することで、個人の特性に応じた適切な支援を実施します。

教育分野で実施されていた支援が就労現場に引き継がれ、障害の特性に応じた支援が行われるよう、パーソナル手帳等を活用して連携を図ります。

施策事項３　企業等への障害者理解の促進について

公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターと連携を図り、企業等へ働き方への配慮について啓発します。

障害者就労支援ネットワーク会議による企業向けの「雇用実践セミナー」の開催や、障害種別ごとの雇用ガイド等を周知し、障害者への理解を促進します。

企業等に対し、障害者を雇用している企業や就労支援事業所の見学などを実施し、障害者と共に働くことの理解を促進します。

施策事項４　就労環境の整備促進について

就労現場において、障害者が不自由なくコミュニケーションがとれるよう、コミュニケーション支援にかかる相談を受け付けます。

障害者が安心して働けるよう、ハード面の環境整備の実施を啓発します。

自動車運転免許取得費用及び自動車改造費の助成、バス優待乗車証の交付など障害者の外出支援や就労支援につながる制度について、周知と利用促進を図ります。

施策事項５　ディーエックスを踏まえた多様な働き方の支援について

ICTの活用等による多様な働き方への理解を進め、障害者の就労の機会を広げます。

本人の希望や適性に基づいてよりよい就労が選択できるよう、本人に合った働き方の選択を可能とするための支援を行います。

73ページ

福祉的就労の促進の現状と課題

市内の就労継続支援A型、B型事業所は、令和２年度はA型が１０事業所（定員150人）、B型が23事業所（定員531人）であったのに対し、令和５年度には、Ａ型が11事業所（定員164人）、B型が21事業所（定員583人）となっています。

福祉的就労では、支援事業所における作業と支援の内容が、本人の障害の程度や特性にあった適切な就労支援として、サービス等利用計画に基づき支援がおこなわれているのかを見極めていく必要があります。また、支援により就労に向けた資質を備えた人については、福祉的就労から一般就労に移行するための支援を提供することが、将来の自立のために必要となります。

市では、障害者優先調達推進法（物品調達方針）により、障害者就労施設等へ優先的、積極的な物品の購入及び役務の調達を行っており、受注額は毎年増加傾向にあります。今後も事業所の製品や役務等について、民間も含め受注拡大を図っていくことで、福祉的就労の場の安定的な確保と工賃の底上げを図り、障害者の自立を促進します。

福祉的就労の促進の施策事項と施策内容

施策事項１　本人の状況にあった適切な就労支援について

計画相談支援事業所と就労支援事業所が連携して本人の状態や特性にあわせたサービス等利用計画を作成し、適切な就労支援を進めます。

多くの事業所の中から、本人の特性にあった支援を選択するため、事業所の作業内容やスケジュール等の情報を発信していきます。

相談支援と就労支援の連携を深めることで個人の希望や適性をしっかりと把握し、それぞれの状況にあった就労支援が選択できるよう支援を行います。

施策事項２　工賃向上の促進について

個々の事業所では受注困難な業務も、共同受注システムにより受入れを可能とし、障害者の働く場の充実を図ります。

障害福祉サービス事業所（就労支援）の商品やサービス活動等を広く市民・企業に紹介するなど、販売の拡大を推進します。

障害者就労ワークステーションの業務の一部を障害福祉サービス事業所（就労支援）に委託します。

施策事項３　障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進について

「障害者優先調達推進法」に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達方針の作成及び公表を行い、優先的・積極的に物品やサービスの発注を実施します。

# 74ページ

就労支援体制の充実の現状と課題

障害者の就労支援については、障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所、企業、障害福祉サービス事業所（就労支援）等、官民連携で取り組む「障害者就労支援ネットワーク会議」を中心に、一般就労、福祉的就労の促進、障害者理解促進などの取組を実施しています。

障害者の就労のためには、雇用現場と福祉の連携、地域資源と連携した多様な就労機会の確保など、総合的な就労支援体制づくりを進める必要があります。

また、発達障害者、精神障害者の就労については、個々の特性に寄り添った継続的な支援が必要であることから、今後は専門的支援機関と連携した就労支援体制を構築します。

就労支援体制の充実の施策事項と施策内容

施策事項１　障害者就労支援ネットワーク会議の活動の推進について

「障害者就労支援ネットワーク会議」と連携し、雇用・就労についての情報のネットワーク化を図るとともに、企業等への意識啓発や就労先の開拓、就労意欲の向上への取り組み、就職後のフォローなど、総合的な就労支援体制の構築を促進します。

施策事項２　雇用と福祉の連携強化について

様々な地域資源を活用し、多様な就労先を確保することで、就労の機会の充実を図ります。

施策事項３　専門機関との連携による就労支援について

発達障害者、精神障害者の就労支援のため、専門的支援機関である、「発達障害等相談センター」及び「ひきこもり相談支援事業所」との連携を強化します。

75ページ

施策分野２　社会参加活動の促進

スポーツ・レクリエーション活動の促進の現状と課題

全国障害者スポーツ大会や山口県障害者スポーツ大会（キラリンピック）への出場は、スポーツをしている障害者にとって、励みであり目標であるとともに、出場者やボランティアの方々との交流の場でもあります。

障害者がスポーツを楽しむためには、各スポーツイベントの情報を適切に発信するとともに、競技に参加する際の、コミュニケーション支援を充実する必要があります。

このため、本市では、宇部市障害者ケア協議会と連携し、障害のある人がスポーツやレクリエーション等に積極的に参加できるよう、スポーツ施設のトイレの改修や障害者駐車場等の整備を行っています。

スポーツ・レクリエーション活動の促進の施策事項と施策内容

施策事項１　障害のあるなしに関わらず楽しめるスポーツ機会の促進について

宇部市スポーツコミッション、宇部市障害者ケア協議会などが実施する、障害のあるなしに関わらず楽しめるスポーツの情報発信を行います。

障害者スポーツ指導員等の養成を支援し、障害者スポーツやレクリエーションを楽しめる場の充実を図ります。

市内の学校で開催する、障害者スポーツやレクリエーションの体験会等を通して障害者とのふれあい活動を支援することで、児童・生徒の障害者理解を促進します。

施策事項２　障害者スポーツ大会への支援について

全国障害者スポーツ大会や、山口県障害者スポーツ大会（キラリンピック）への出場を支援します。

障害者関係団体や家族の会が開催する各種スポーツ大会を支援します。

共生社会への実現に向けて意識向上を図るため、ボッチャ大会の開催等によりパラスポーツの普及・啓発に取り組みます。

施策事項３　体育施設の整備推進について

市の体育施設については、施設の改築や改修時に合わせてさらなるバリアフリー化を進めます。また、関係団体と連携し、民間スポーツ施設のバリアフリー化の啓発を行います。

障害者が利用できる体育施設の情報について、積極的な情報発信や情報提供に取り組みます。

# 76ページ

文化芸術活動などの促進の現状と課題。

市では文化行事への障害者の参加を促進するため、宇部市文化会館のトイレの整備や点字ブロックを敷設するなどハード面の整備を行うとともに、宇部市文化創造財団においては主催する文化行事への身体障害者介助者の入場料の免除、点字版のイベントガイドの作成などの取組を行っています。また、文化イベント等の開催時には、参加申し込み時に必要な配慮を聞き、手話通訳者や要約筆記者の設置等、必要な配慮の提供が進んでいるところです。

障害のある人の生活を豊かなものとするため、今後も、行政や財団が主催する文化イベント等や地域活動等について、障害のある人が参加しやすい運営方法や環境づくりに努める必要があります。

文化芸術活動などの促進の施策事項と施策内容

施策事項１　障害のあるなしに関わらず楽しめる文化芸術活動の促進について

障害のあるなしにかかわらず、文化に親しむ機会が増えるよう、文化施設で行う文化行事に対し、手話通訳者や要約筆記者等の配置、同伴介助者の入場料免除など、障害者が参加しやすい環境づくりを推進します。

障害者の文化芸術活動を振興するため、講座開催や作品出展の情報提供に努め、活動機会や発表の場の充実を推進します。

誰もが読書ができるよう、障害の特性に応じた利用しやすい読書環境を整備します。

施策事項２　文化施設の整備推進について

市の文化施設については、多機能トイレや点字ブロックの整備、手すりの設置、ヒアリングループの設置、障害者用駐車スペースの確保など、障害者が利用しやすいよう施設整備を推進します。

77ページ

地域交流の促進の現状と課題

障害者についての地域全体の理解を深めるためには、地域で多様な人が交流できる場をつくることが重要です。

障害福祉アンケート調査によると、今後参加してみたい活動については「障害のある人との交流会」「地域で行われるまつり」の割合が高くなっており、当事者同士の交流や、地域のイベントを通じた地域住民との交流を促進する必要があります。

# 78ページ

地域交流の促進の施策事項と施策内容

施策事項１　障害のあるなしに関わらず参加できる地域行事の開催について

障害のあるなしに関わらず参加できる地域イベント等の開催のため、内容や開催場所など、イベントの運営にあたって合理的配慮が行われるよう周知・啓発に取り組み障害者と地域住民との交流を促進します。

地域包括支援センター等と連携して、障害者が地域行事に参加しやすい体制を整備します。

施策事項２　各種団体と連携したイベント等の開催について

市内で活動する各種団体と連携し、趣味活動も含めた様々なイベントに障害のある人が参加できる環境を整え、地域の中で、障害のある人が暮らしていることを自然に認めることのできる社会づくりに努めます。

障害者等の交流の場づくりや支援活動に取組む地域活動団体の支援を行い、地域交流などを促進します。

施策事項３　ボランティアの積極的な活用

学生ボランティアや地域ボランティアの活動の場を広げ、障害者への支援の取組が広がるよう、市民に周知して活動を支援します。

施策事項４　地域活動支援センターの充実

障害のある人たちが気軽に利用でき、日中の居場所や社会参加のきっかけづくりとして創作活動や交流を目的として、地域活動支援センターを設置し、障害者の地域生活を支援します。

基本目標４　ともに働き楽しむ　における主な取り組みの関連指標は以下のとおりです。

１　民間企業障害者雇用率（宇部管内）。

令和５年度現状は２.４%です。令和８年度目標値を２.７%として設定しています。

２　福祉的就労から一般就労に移行した人数。

令和５年度現状は22人です。令和８年度目標値を34人として設定しています。

３　共同受注の受注件数。

令和５年度現状は90件です。令和８年度目標値を93件として設定しています。

４　障害者が参加できるスポーツ大会の開催回数。

令和５年度現状は14回です。令和８年度目標値を20回として設定しています。

５　地域、文化行事等におけるコミュニケーション支援の実施件数。

令和５年度現状は74件です。令和８年度目標値を80件として設定しています。

79ページ

計画推進のために

計画の円滑な推進。

国による障害者福祉に係る制度の見直しに柔軟に対応するとともに、本計画との整合性を図るため、国・県の動向を踏まえながら、施策の進行管理をしていくことが必要です。各施策の円滑な推進のためには、社会福祉協議会や障害者関係団体、障害福祉サービス事業所、ボランティア団体などの関係機関との連携体制を強化し、総合的に取り組んでいく必要があります。

計画推進体制の整備の施策事項と施策内容

施策事項１　推進体制について

施策推進に当たっては、国・県の障害者福祉計画や第五次宇部市総合計画、その他の関連計画との整合性を図るとともに、法改正への対応など、国の制度改革の動向にも注視しながら、柔軟に対応していきます。

計画の進行管理については、地域自立支援協議会において報告し、進捗状況を分析・評価します。

施策事項２　関係機関・市民団体などとの連携の推進

「市民とともに」本計画を推進していくことを基本とし、社会福祉関係団体はもとより、市民活動団体(障害者関係団体も含む。)や民間事業所、自治会などとの協働により、事業運営等に取り組みます。

施策事項３。国・県との連携について

国・県等の障害福祉関連計画との整合性を図るとともに、法改正への対応など、国の制度改革の動向にも注視しながら、柔軟に対応していきます。

広域的な対応が必要な施策については、県や近隣自治体との連携により取り組みます。

80ページ

第４章　第７期宇部市障害福祉計画、及び第３期宇部市障害児福祉計画

第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画の基本理念。

国は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」により、市等が、障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成する際の基本理念を次のように定めています。

障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。）、難病患者等に対しサービスの充実を図るとともに、引き続きその旨の周知を図ります。

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、福祉施設の入所や病院の入院から地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」等の課題に対応し、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、ＮＰＯ等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

また、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、複合的な課題に対応するための重層的支援体制の整備など、地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保等に係る取組を推進します。

# 81ページ

障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児及びその家族に対し、障害の疑いのある段階から支援できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ることにより、地域体制の構築を図ります。障害児のライフステージに沿って関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、障害のあるなしにかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

また、日常生活において医療を要する状態にある障害児（医療的ケア児）が支援を円滑に受けられるようにする等、各関連分野が協働する包括的な支援体制を計画的に推進します。

障害福祉人材の確保・定着

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施するために、提供体制の確保と併せて人材を確保していく必要があり、研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場の周知・広報等の取組を推進するとともに、職場環境の整備やハラスメント対策、ＩＣＴ・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に取り組みます。

障害者の社会参加を支える取組定着

障害者が地域でいきいきと安心して健康的に暮らせるよう、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障害者が文化芸術を享受鑑賞したり、創造や発表等の多様な活動に参加したりする機会を確保することで、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図るとともに、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

また、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるＩＣＴ活用等の促進を図ります。

第７期障害福祉計画では、障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援などの課題に対応するために、障害福祉サービス等の提供体制の確保にかかる目標として、以下の成果目標を設定します。

１　福祉施設から地域生活への移行促進

２　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

３　地域生活支援の充実

４　福祉施設から一般就労への移行等

５　地域における相談支援体制の充実・強化

６　障害福祉サービス等の質の確保

第３期障害児福祉計画では、障害者・障害児及びその家族への支援の観点から、身近な地域での支援などの課題に対応するために、障害児通所支援等の提供体制の確保にかかる目標を「障害児支援の提供体制の整備等」として設定します。

82ページ

第６期障害福祉計画及び第２期障害児福祉計画の成果目標と達成状況について

第６期障害福祉計画及び第２期障害児福祉計画の成果目標は、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点が有する機能の充実」、「福祉施設から一般就労への移行等福祉施設から一般就労への移行等」「相談支援体制の充実・強化等」「障害福祉サービスの質の向上のための取組」及び「障害児支援の提供体制の整備」としていました。

これらの成果目標の進捗状況については、次のとおりです。

福祉施設の入所者の地域生活への移行について

地域移行支援の利用者数は、令和５年度の目標値として４人を目指し、令和４年度の現状値は一人となりました。

施設入所者の削減数は、令和５年度の目標値として４人を目指し、令和４年度の現状値は一人となりました。

第６期計画では、令和２年３月末現在の施設入所者数２２２人を基準として、４人（1.6％）が地域生活に移行し、施設入所者を４人（1.6％）削減するものとして目標値を設定しましたが、目標値を達成できていない状況です。今後も地域移行を進めていくために、地域で安心して生活することができる環境を整えていく必要があります。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

地域移行支援の利用者数は、令和５年度の目標値として４人を目指し、令和４年度の現状値は0人となりました。

共同生活援助の利用者数は、令和５年度の目標値として84人を目指し、令和４年度の現状値は109人となりました。

地域定着支援の利用者数は、令和５年度の目標値として10人を目指し、令和４年度の現状値は10人となりました。

自立生活援助の利用者数は、令和５年度の目標値として３人を目指し、令和４年度の現状値は１人となりました。

保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数は、令和５年度の目標値として1回を目指し、令和４年度の現状値は1回となりました。

保健、医療、福祉関係者等の協議の場への参加者数は、令和５年度の目標値として15人を目指し、令和４年度の現状値は16人となりました。

保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数は、令和５年度の目標値として1回を目指し、令和４年度の現状値は1回となりました。

共同生活援助及び地域定着支援の利用者数、保健・医療・福祉関係者による協議に関しては目標値を達成していますが、それ以外の項目については、障害に対する理解不足により地域社会の受入れが不足している状況から地域移行支援が進んでなく目標値を達成できていない状況です。精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、情報共有や協議を進める等、精神障害者を地域で支える環境を整備する必要があります。

83ページ

地域生活支援拠点が有する機能の充実について

地域生活支援拠点等の設置数は、令和５年度の目標値として1か所を目指し、令和４年度の現状値は1か所となりました。

地域生活支援拠点等の機能の充実のための運用状況の検証及び検討の実施回数は、令和５年度の目標値として1回を目指し、令和４年度の現状値は1回となりました。

相談体制、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の確保、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの必要な５つの機能の強化を図ることで、地域全体で支えるサービス提供体制を構築していくため、地域生活支援拠点等の整備に面的整備型（複数の機関が分担して機能を担う体制）として、平成30年度に開催した第１回地域自立支援協議会において承認を受けました。引き続き、地域生活支援の強化を図るため、機能の充実に向け取り組んでいきます。

福祉施設から一般就労への移行等について

福祉施設から一般就労する人数は、令和５年度の目標値として47人を目指し、令和４年度の現状値は20人となりました。

就労移行支援事業所から一般就労への移行者数は、令和５年度の目標値として33人を目指し、令和４年度の現状値は14人となりました。

就労継続支援Ａ型事業所から一般就労への移行者数は、令和５年度の目標値として４人を目指し、令和４年度の現状値は３人となりました。

就労継続支援Ｂ型事業所から一般就労への移行者数は、令和５年度の目標値として10人を目指し、令和４年度の現状値は３人となりました。

就労定着支援事業利用者数は、令和５年度の目標値として27人を目指し、令和４年度の現状値は20人となりました。

就労定着支援事業所における就労定着率が80％以上の事業所の割合は、令和５年度の目標値として70.0％を目指し、令和４年度の現状値は66.7％となりました。

第６期計画では、令和がん年度の一般就労移行者数２９人を基準として、47人（1.6倍）が一般就労に移行し、施設入所者を４人（1.6％）削減するものとして目標値を設定しました。令和４年度時点の現状値は、令和がん年度から９人減少しているなど、全ての項目において目標値を達成していない状況です。障害者自身の自立した生活基盤の確保のため、一般就労への移行や定着支援を含めたさらなる就労支援の強化が必要です。

84ページ

相談支援体制の充実・強化等について

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無は、令和５年度の目標値として実施することを目指し、令和４年度の現状値は実施となりました。

地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数は、令和５年度の目標値として６回を目指し、令和４年度の現状値は6回となりました。

地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数は、令和５年度の目標値として2回を目指し、令和４年度の現状値は4回となりました。

地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施件数は、令和５年度の目標値として12回を目指し、令和４年度の現状値は12回となりました。

相談支援へのニーズの増加や複合的な課題に対応するため、相談支援体制の充実に取り組んできました。こうしたニーズは今後も増加することが見込まれるため、今後も引き続き、相談支援体制の充実・強化に取り組みます。

障害福祉サービスの質の向上のための取組について

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数は、令和５年度の目標値として4人を目指し、令和４年度の現状値は４人となりました。

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無は、令和５年度の目標値として体制をつくることを目指し、令和４年度は体制をつくることができませんでした。

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する回数は、令和５年度の目標値として1回を目指し、令和４年度は実施しませんでした。

障害福祉サービスの多様化が進む中で、質の高いサービスを提供できるよう研修への参加促進や事業所等との連携体制の構築に取り組んできました。今後も利用者が安心してサービスを利用できるよう、サービスの質などの向上に取り組みます。

# 85ページ

障害児支援の提供体制の整備について、

児童発達支援センターの設置は、令和５年度の目標値として1か所を目指し、令和４年度の現状値は1か所となりました。

保育所等訪問支援を利用できる体制の構築は、令和５年度の目標値として1か所を目指し、令和４年度の現状値は1か所となりました。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置数は、令和５年度の目標値として、児童発達支援事業所は1か所、放課後等デイサービス事業所は２か所を目指し、令和４年度の現状値は、児童発達支援事業所は1か所、放課後等デイサービス事業所は２か所となりました。

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置は、令和５年度の目標値として実施することを目指し、令和４年度の現状値は実施となりました。

医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置は、令和５年度の目標値として2名を目指し、令和４年度の現状値は４名となりました。

第２期障害児福祉計画期間では、個々に応じたきめ細かな指導や支援の一層の充実を目指し、障害児支援の提供体制の整備に取り組んできました。今後も、障害児通所支援等における障害児及びその家族に対し、必要な支援の充実を図ります。

基本目標を実現するための施策

まず、第７期障害福祉計画の基本目標についてです。

基本目標１　福祉施設から地域生活への移行促進　について

本市では、地域での生活を希望する全ての人が、地域で自立した生活を送ることを目指し、各施設における取組に加えて、地域におけるさまざまな機関が連携協働して支援を行うこととしており、令和８年度末までに地域生活に移行する障害者の人数と合わせ、施設入所者数の目標値を次のように設定します。

令和４年度末時点の施設入所者数　221人

地域生活に移行する人について、令和４年度末時点の施設入所者数の６％以上が移行することとします。そのため、地域生活への移行者数の目標値を14人と設定します。

令和８年度末時点の施設入所者数を、令和４年度末時点の施設入所者数の５％以上削減することとします。そのため、施設入所者の削減数の目標値を12人と設定します。

86ページ

福祉施設から地域生活への移行促進に向けた確保方策について

入所施設から地域生活への移行の可能性があると判断される入所者が実際に地域に移行するためには、本人の意志や家族の理解をはじめ、入所施設側の地域移行に向けての支援など、解決すべき多くの課題があります。このような状況のなか、施設入所者の地域生活への移行に向けて、次に掲げる方向性のもとに施策に取り組んでいきます。

方向性１　地域生活への移行の理解の促進

障害者の意思を尊重するとともに、地域住民や家族、施設などの地域生活への移行に対する理解の促進を図ります。

方向性２　地域生活への移行を進める体制づくり

関係機関との連携を図るとともに、地域相談支援(地域移行支援)体制の整備・充実を進めます。

地域での自立生活への移行を支援するための地域生活体験事業やグループホーム等の体験の利用を促進します。

方向性３　地域生活への支援

共同生活援助（グループホーム）や公営住宅などの生活の場の確保を図るとともに、一人ひとりの状況に合わせた障害福祉サービスの提供や、就労・余暇活動・生涯学習などの日常生活や社会生活全般にわたる活動の場の支援の充実を図ります。

方向性４　相談支援の充実

障害者相談支援や計画相談支援及び地域相談支援(地域定着支援)等の活用により、地域において自立した生活を営むうえで様々な相談に応じます。

基本目標２　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築　について

精神障害者を地域で支える環境を整備するため、支援体制の充実を図るとともにサービスの利用状況を把握することが求められていることから、本市において、以下の活動指標を設定します。

地域移行支援の利用者数を、令和６年度は一人、令和７年度は一人、令和８年度は一人

共同生活援助の利用者数を、令和６年度は106人、令和７年度は110人、令和８年度は114人

地域定着支援の利用者数を、令和６年度は10人、令和７年度は10人、令和８年度は10人

自立生活援助の利用者数を、令和６年度は一人、令和７年度は一人、令和８年度は一人

自立生活訓練（生活訓練）の利用者数を、令和６年度は５人、令和７年度は５人、令和８年度は５人

保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数を、令和６年度は1回、令和７年度は1回、令和８年度は1回

保健、医療、福祉関係者等の協議の場への参加者数を、令和６年は15人、令和７年度は15人、令和８年度は15人

保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数を、令和６年度は1回、令和７年度は1回、令和８年度は1回

87ページ

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた確保方策について

本市には、６箇所の精神科病院、合計1,071床（令和４年12月現在）の病床があることから、「社会的入院」の解消を視野に入れた地域生活への移行支援は重要な課題です。本市では、各病院にある「地域連携室」等と協働しながら退院調整に取り組んでいますが、地域生活への移行を進めるには、家族や本人の意向など多くの課題に対する集中的・長期的な働きかけが必要です。さらに、在院中から退院後の生活まで一貫して寄り添える支援者として、地域のケアマネジメント機関（相談支援事業所）が病院と協働して支援することが重要となるため、精神的な不安の高まる夜間も含めた相談支援体制の充実が求められています。退院後には、精神科の医療機関以外に、地域の中に日中安心して過ごせる居場所を確保することが特に重要です。このような考え方を踏まえながら、入院中の精神障害者の地域生活への移行に向けて、以下の方向性で施策に取り組んでいきます。

方向性１　地域生活への移行の理解の促進

障害者の意思を尊重するとともに、地域住民や家族、施設などの地域生活への移行に対する理解の促進を図ります。

方向性２　地域包括ケアシステムの推進

関係機関との連携を図るとともに、地域相談支援(地域移行支援)体制の整備・充実を進めます。

地域の中に日中安心して過ごせる居場所を整備し、地域住民との交流を推進します。

方向性３　地域生活への移行を進める体制づくり

共同生活援助（グループホーム）や公営住宅などの生活の場の確保を図るとともに、一人ひとりの状況に合わせた障害福祉サービスの提供や、就労・余暇活動・生涯学習などの日常生活や社会生活全般にわたる活動の場の支援の充実を図ります。

方向性４　支援者による協議の場の設置

障害者相談支援や計画相談支援及び地域相談支援(地域定着支援)等の活用により、地域において自立した生活を営むうえで様々な相談に応じます。

方向性５　地域生活への支援

住宅セーフティネット制度を活用し、障害者の住まいの安定確保を推進します。

地域での自立生活への移行を支援するための地域生活体験利用を促進します。

88ページ

基本目標３　地域生活支援の充実　について

障害児・障害者の地域での暮らしの安心感を担保し、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えながら、支援体制の強化を図る必要があります。本市では、障害児・障害者の地域生活支援の強化を図るため、地域生活支援拠点等の充実に向け、次のように目標値を設定します。

令和８年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備することや、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築、支援の実績を踏まえた運用状況の検証及び検討を年一回以上実施することが求められていることから、地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討の回数を年1回実施します。

各市町村または圏域において，強度行動障害を有する者の支援ニーズを把握した支援体制の整備が求められていることから、強度行動障害を有する方への支援体制の整備を実施します。

地域生活支援の充実に向けた確保方策について

方向性１　相談支援の充実

地域生活への移行や親元からの自立、また、その後の一人暮らしを支援するため、相談支援の充実を図ります。

方向性２　体験の機会・場の確保

一人暮らしやグループホームへの入居を支援するため、体験の機会の提供を促進します。

方向性３　緊急時の受け入れ・対応

緊急時の対応のため、開所時間外であっても連絡がとれる相談支援体制や、緊急時の受入対応体制を確保します。

方向性４　地域の体制づくり

地域での生活支援を充実させるため、人材の確保・養成や各関係機関との連携を行います。

障害者の高齢化・重度化に対応するため、地域における地域資源の活用やコーディネーターの配置等を行います。

89ページ

基本目標４　福祉施設から一般就労への移行等　について

本市には、令和５年４月１日現在６箇所（定員68名）の就労移行支援事業所があります。就労移行支援事業は、２年間という有期限のサービスであり、令和３年度の就労移行支援事業の利用者は、108人です。宇部公共職業安定所の障害者の職業紹介状況をみると、管内で令和３年度に就職した障害者は209人です。本市では、障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所、企業、障害福祉サービス事業所（就労支援）などで構成する「宇部市障害者就労支援ネットワーク会議」が中心となって、障害者の就労支援を進めており、福祉施設から一般就労した人は、令和がん年度は29人でしたが、令和３年度は35人と増加しています。目標値は次の通りです。

令和３年度の一般就労移行者数　35人

福祉施設から一般就労への移行について、令和３年度実績の1.28倍以上が移行することとします。そのため、福祉施設から一般就労への移行者数の令和８年度の目標値を45人と設定します。

令和３年度の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数　22人

就労移行支援事業による一般就労への移行について、令和３年度実績の１.31倍以上が移行することとします。そのため、就労移行支援による一般就労への移行者数の令和８年度の目標値を45人と設定します。

90ページ

令和３年度の就労継続支援A型事業からの一般就労移行者数　４人

就労継続支援A型事業からの一般就労への移行について、令和３年度実績の１.29倍以上が移行することとします。そのため、就労継続支援A型事業からの一般就労への移行者数の令和８年度の目標値を６人と設定します。

令和３年度の就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数　９人

就労継続支援B型事業からの一般就労への移行について、令和３年度実績の１.28倍以上が移行することとします。そのため、就労継続支援B型事業からの一般就労への移行者数の令和８年度の目標値を12人と設定します。

令和８年度末における、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所の割合の目標値を50％以上と設定します。

令和３年度の就労定着支援事業利用者数　18人

就労定着支援事業利用者数について、令和３年度実績の１.41倍以上が移行利用することとします。そのため、就労定着支援事業利用者数の令和８年度の目標値を26人と設定します。

令和８年度末における、一定期間の就労定着率が７割以上の就労定着支援事業所の割合の目標値を25％以上と設定します。

福祉施設から一般就労への移行等に向けた確保方策について

本市では、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携を図りながら、次に掲げる方向性のもとに、働きたいと希望する人を福祉施設から一般就労に移行するための施策に取り組んでいきます。また、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）の施行に伴い、市内の障害者就労施設等の物品等の受注機会の拡大を図ります。

91ページ

方向性１　障害者雇用の理解の促進

公共職業安定所などと連携して、地元企業に対して法定雇用率の達成や受け入れ職場の障害者への理解など、障害者雇用に係る積極的な啓発活動を展開します。

方向性２　就労相談・情報提供体制の整備

働きたいと希望する障害者や離職者・特別支援学校卒業者の就労を支援するため、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなどと連携して、一人ひとりの障害の状況に応じた、きめ細かな相談・情報提供に努めます。

公共職業安定所の臨床心理士や精神障害者就職サポーターと連携して、障害者の就労相談を充実します。

方向性３　一般就労のための支援

利用者の状況に合わせ福祉的就労から一般就労へとステップアップしていくことが可能となるよう、関係機関とさらなる連携を図りながら支援を充実します。

特別支援学校在学中から就労に向けた意欲喚起に取り組みます。

方向性４　就労支援システムの強化

「障害者就労支援ネットワーク会議」で雇用・就労についての情報共有を図るとともに、企業などへの意識の啓発や就労先の開拓、就労意欲の向上への取組、就職後のフォローなど、総合的な就労支援体制を構築します。

障害者の自立、就労促進並びに職場定着の強化のために、障害者就業・生活支援センターを中心に、公共職業安定所や企業、障害者職業センター、障害福祉サービス事業所（就労支援）などとの連携を図り、ネットワークを強化します。

方向性５　福祉就労の充実等

福祉施設の支援の充実や就労移行支援の利用促進を図るとともに、福祉施設の指導体制を強化することで、一般就労への移行を推進します。

職場で安心して就労が継続できるとともに就労の定着に向け、就労移行支援事業所と連携して就労定着支援の利用促進を図ります。

方向性６　受注機会の拡大

障害者就労施設等で就労する障害者の自立を促進するため、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図ります。

92ページ

基本目標５　地域における相談支援体制の充実・強化　について

障害のある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むために、多様な相談内容や、地域における生活上の複合的な課題に対応し、増大するニーズや複雑化する相談に総合的に対応できるよう相談支援体制の充実・強化に取り組む必要があります。本市では、総合的・専門的な相談支援として、基幹相談支援センター等により実施していますが、専門的な指導・助言、人材育成及び連携強化の取組等、相談支援体制の充実・強化に向け次のように目標値を設定します。

各市町村において，令和８年度末までに基幹相談支援センターを設置することが求められていることから、宇部市では既に設置済みとなっている基幹相談支援センターについて維持することを目標とします。

協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うことが求められていることから、協議会における事例検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を実施することを目標とします。

地域における相談支援体制の充実・強化に向けた確保方策について

方向性１　相談支援体制の強化

計画相談支援事業所への指導・助言のほか、研修会の開催など人材育成の支援に取り組みます。

方向性２　連携の場の設置

地域において自立した日常生活や社会生活を営むため適切な支援につなげられるよう相談機関や関係機関との連携を図ります。

地域自立支援協議会内の相談支援部会において、計画相談支援専門員の資質の向上及び地域課題の共有や事業所連携の強化を図ります。

93ページ

基本目標６　障害福祉サービス等の質の確保　について

近年の障害福祉サービス等の多様化に伴い、多くの事業所が参入していますが、人材確保や専門性の高い人材の養成が課題とする声も多く挙がっており、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供する必要があります。そのために、障害福祉サービスの質の向上のため、障害福祉サービス等に係る研修の参加や、障害者総合支援給付審査支払等システム等による審査結果の共有体制の構築に努め、障害福祉サービスの質の向上を図ります。

各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築することが求められていることから、障害福祉サービス等に係る各種研修や障害者総合支援給付審査支払等システム等を活用し、適切なサービスの提供に取り組み、障害福祉サービス等の質の向上のための体制整備を実施することを目標とします。

障害福祉サービス等の質の確保に向けた確保方策について

方向性１　県が実施する研修への参加

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修へ積極的に参加します。

方向性２　適正な運営を行う事業所の確保

障害者総合支援給付審査支払等システム等を活用し、請求の過誤や障害福祉サービス等の提供の検証を行います。

実地指導や指導監査の適正な実施に努め、結果の共有を図ります。

方向性３　虐待対応後のモニタリングの強化

虐待が発生した際に早期発見・早期発見が可能となるよう、より一層のモニタリングの強化に取り組みます。

94ページ

次に、第３期障害児福祉計画の基本目標についてです。

基本目標１　障害児支援の提供体制の整備等　について

障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援について、身近な場所で提供する体制を構築していくことが重要であるため、宇部市子ども・子育て支援事業計画との整合を図りながら、地域における支援体制の構築等について令和８年度末までの目標を次のように設定します。

令和８年度末までに，児童発達支援センターを各市町村または圏域に１カ所以上設置することが求められていることから、現在１か所設置済みとなっている児童発達支援センターを維持することを目標とします。

令和８年度末までに，主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に１カ所以上確保することが求められていることから、現在１か所設置済みとなっている発達支援事業所及び２か所設置済みとなっている放課後等デイサービス事業所について、維持することを目標とします。

令和８年度末までに，各市町村または各圏域において，保健，医療，障害福祉，保育，教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに，医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することが求められていることから、現在設置済みとなっている医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場及び４名配置済みとなっている医療的ケア児等に関するコーディネーターについて、維持することを目標とします。

障害児支援の提供体制の整備等に向けた確保方策について

本市においては、上記施設等は既に設置されているため、利用希望する障害児及びその保護者等に対して十分説明し、円滑な利用につながるよう関係機関等と連携していきます。また、医療的ケア児への適切な支援のため、支援内容を含めた情報を共有するために関係機関による協議を実施するとともに、コーディネーター配置を進め総合的な支援の充実に向け取り組んでいきます。

95ページ

方向性１　発達障害児への支援の充実

ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援が受けられるよう、関係機関と連携し、支援体制を構築します。

専門職が連携した発達障害に関する相談窓口の設置や、ペアレントメンター活動の支援、支援者の育成など、総合的な発達障害の支援に取り組みます。

方向性２　医療的ケア児への支援の充実

医療的ケア児を地域で支援するために、関係機関による情報交換会を定期的に開催し、情報共有の場を設けます。また、医療的ケア児コーディネーターの配置を進め、医療的ケア児への支援の充実を図ります。

障害福祉サービス等の見込量と方策

自立支援給付について

まず、訪問系サービスについてです。訪問系サービスには、「居宅介護」、常時介護を要する障害者へのサービスとして「重度訪問介護」及び「行動援護」及び「重度障害者等包括支援」があり、視覚障害者へのサービスとして「同行援護」があります。

１　居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

居宅介護の年間延べ利用見込時間は、令和６年度は45,389時間、令和７年度は45,842時間、令和８年度は46,300時間、月平均利用見込者数は、令和６年度は210人、令和７年度は212人、令和８年度は214人としています。

２　重度訪問介護

常時介護を必要とする障害支援区分４以上の重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に対して、入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動中の介護を総合的に行います。

重度訪問介護の年間延べ利用見込時間は、令和６年度は33,186時間、令和７年度は35,138時間、令和８年度は37,090時間、月平均利用見込者数は、令和６年度は17人、令和７年度は18人、令和８年度は19人としています。

96ページ

３　同行援護

視覚障害のため移動が著しく困難な障害者に対して、移動の援護や移動に必要な情報の提供などを行います。

同行援護の年間延べ利用見込時間は、令和６年度は14,398時間、令和７年度は14,541時間、令和８年度は14,686時間、月平均利用見込者数は、令和６年度は45人、令和７年度は46人、令和８年度は47人としています。

４　行動援護

知的障害又は精神障害などにより行動が著しく困難な障害支援区分3以上の人に対して、危険を回避するための必要な支援や外出支援を行います。

行動援護の年間延べ利用見込時間は、令和６年度は240時間、令和７年度は240時間、令和８年度は240時間、月平均利用見込者数は、令和６年度は1人、令和７年度は1人、令和８年度は1人としています。

５　重度障害者等包括支援

介護の必要度が著しく高く、障害支援区分６の気管切開を伴う人工呼吸による呼吸管理を行っている身体障害又は最重度の知的障害の利用者に対して、通所などのサービスを組み合わせて包括的に行います。本サービスは県内に事業所がなく、全国的にも利用実績が非常に少ないことから、本市ではサービスの利用を見込んでいません。

訪問系サービスにおける見込量確保の方策として、

訪問系サービスについては、緊急時を含め、ニーズに対応できるサービス提供体制の充実に努めます。

障害の特性を十分に理解したヘルパーを養成及び確保することにより、サービスの充実を図ります。

コミュニケーション支援人材育成助成金により、資格取得等に要する費用の一部を助成し、ヘルパーに必要な専門的知識の習得や技能の向上を支援します。

97ぺージ

次に日中活動系サービスについてです。

日中活動系サービスは「生活介護」や「自立訓練」、「就労移行支援」など、地域生活における日中活動の11のサービスに区分されます。

１　生活介護

常時介護が必要な人に対して、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。利用については、年齢や障害支援区分、施設入所の有無により判断します。

50歳未満で在宅の場合、区分3以上で、施設入所者の場合、区分4以上で利用できます。

50歳以上で在宅の場合、区分2以上で、施設入所者の場合、区分3以上で利用できます。

生活介護の年間延べ利用見込日数は、令和６年度は108,158時間、令和７年度は109,128時間、令和８年度は110,098時間、月平均利用見込者数は、令和６年度は446人、令和７年度は450人、令和８年度は454人としています。

２　自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復などのための支援を一定期間（頚椎損傷による四肢の麻痺などの状況にある人は３年間、それ以外は１年６か月間）行います。

自立訓練（機能訓練）の年間延べ利用見込日数は、令和６年度は204日、令和７年度は204日、令和８年度は204日、月平均利用見込者数は、令和６年度は１人、令和７年度は１人、令和８年度は１人としています。

３　自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上などのための支援を一定期間（長期入院後などの状況にある人は３年間、それ以外は２年間）行います。

自立訓練（生活訓練）の年間延べ利用見込日数は、令和６年度は1,286日、令和７年度は1,286日、令和８年度は1,286日、月平均利用見込者数は、令和６年度は５人、令和７年度は５人、令和８年度は５人としています。

# 98ページ

４　就労移行支援

一般企業などでの就労を希望する人に対して、就労に必要な知識・能力などの向上のための支援を一定期間（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得の場合を除き2年間）行います。

就労移行支援の年間延べ利用見込日数は、令和６年度は7,618日、令和７年度は7,618日、令和８年度は7,618日、月平均利用見込者数は、令和６年度は34人、令和７年度は34人、令和８年度は34人としています。

５　就労継続支援A型

雇用契約の締結などによる就労の機会の提供、及び生産活動の機会の提供その他就労に必要な知識・能力などの向上のための支援を行います。

就労継続支援A型の年間延べ利用見込日数は、令和６年度は34,430日、令和７年度は36,627日、令和８年度は39,069日、月平均利用見込者数は、令和６年度は141人、令和７年度は150人、令和８年度は160人としています。

６　就労継続支援B型

雇用契約の締結等によらず、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供　その他就労に必要な知識・能力等の向上のための支援を行います。

就労継続支援B型の年間延べ利用見込日数は、令和６年度は123,572日、令和７年度は126,494日、令和８年度は129,625日、月平均利用見込者数は、令和６年度は592人、令和７年度は606人、令和８年度は621人としています。

７　就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労した人に対して、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている場合に相談を通じて生活面の課題を把握し、企業や関係機関等との調整やそれに伴う課題解決に向けての支援を行います。

就労定着支援の月平均利用見込者数は、令和６年度は26人、令和７年度は26人、令和８年度は26人としています。

99ページ

８　就労選択支援（令和7年１０月からの新規事業）

就労系障害福祉サービス利用前に、本人の希望、能力や適正の評価、仕事中の配慮点の整理などを行い、障害者の希望する仕事に就くための具体的な計画を作成し、希望する仕事に就くためにより適切なサービスを選択できるよう支援を行います。

就労選択支援の年間延べ利用見込日数は、令和７年度は60日、令和８年度は120日、月平均利用見込者数は、令和７年度は２人、令和８年度は４人としています。

９　療養介護

医療機関に入院中で常時介護を必要とされる人に対して、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとで介護などを行います。

療養介護の月平均利用見込者数は、令和６年度は32人、令和７年度は32人、令和８年度は32人としています。

10　福祉型短期入所

自宅で介護する人が病気などの場合に、夜間も含め、施設で短期間の入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

福祉型短期入所の年間延べ利用見込日数は、令和６年度は3,327日、令和７年度は3,497日、令和８年度は3,668日、月平均利用見込者数は、令和６年度は39人、令和７年度は41人、令和８年度は43人としています。

11　医療型短期入所

自宅で介護する人が病気などの場合に、夜間も含め、病院で短期間の入浴、排せつ、食事の介護及び医療ケアなどを行います。

医療型短期入所の年間延べ利用見込日数は、令和６年度は180日、令和７年度は180日、令和８年度は180日、月平均利用見込者数は、令和６年度は3人、令和７年度は3人、令和８年度は3人としています。

100ページ

日中活動系サービスにおける見込量確保の方策として、

サービスの利用希望者を適切に把握するとともに、医療ケアなどのニーズに対応できる日中活動系サービスの提供事業所を確保するため、多様な事業所の参入を促進し、サービス提供体制の整備に努めます。

「就労移行支援」や「就労継続支援」については、関係機関と連携を図り、定着支援を含む就労支援に努めるとともに、自立した生活を支えることができるよう工賃の向上を促進します。

障害福祉サービス事業所間での研修会や情報交換などを促進することにより、支援者の質の向上を図ります。

事業所において、利用者が苦情の申し出をしやすい環境を整えるとともに適切な解決が図られるよう、苦情解決体制の整備及び障害者虐待防止法に基づいて、虐待防止のための体制整備を図ります。

「短期入所」については、広域的な連携を図りながら、緊急時などにも利用できる短期入所の確保に努めます。

次に、居住系サービスについてです。

居住系サービスは「自立生活援助」や「共同生活援助（グループホーム）」、「施設入所支援」があります。

１　自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者に対し、定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や医療機関等との連絡調整に関する援助を行います。

自立生活援助の月平均利用見込者数は、令和６年度は１人、令和７年度は１人、令和８年度は１人としています。

２　共同生活援助

地域で共同生活を営む障害者に対して、相談その他の日常生活上の援助を行います。

共同生活援助の月平均利用見込者数は、令和６年度は266人、令和７年度は276人、令和８年度は286人としています。

101ページ

３　施設入所支援

介護が必要な障害支援区分４以上（50歳以上の場合は区分３以上）の障害者に対して、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護などを行います。

施設入所支援の月平均利用見込者数は、令和６年度は219人、令和７年度は214人、令和８年度は209人としています。

居住系サービスにおける見込量確保の方策として、

共同生活援助（グループホーム）については、広域的な連携を図りながら、地域での生活の場の確保に努めます。

施設入所については、利用者の希望などを十分把握し、地域生活に向けての具体的な説明や支援等に努めます。

グループホーム等での地域生活の体験など地域移行支援や地域定着支援を強化していくとともに、居住サポートの構築や地域の障害者理解の促進に努めます。

102ページ

次に、相談支援についてです。

計画相談支援では、障害福祉サービスを利用する人に対して、地域で安心し充実した生活を営むことを目的とした、個別の効果的なサービス提供プログラムを作成します。

地域相談支援（地域移行支援）では、施設や病院等に長期入所していた者が地域で生活するための、住居の確保や新生活の準備などについて支援します。

地域相談支援（地域定着支援）では、居宅で一人暮らしをしている者について、夜間等も含めた緊急時における連絡、相談などのサポートをします。

計画相談支援の月平均利用見込者数は、令和６年度は444人、令和７年度は463人、令和８年度は482人としています。

地域移行支援の月平均利用見込者数は、令和６年度は１人、令和７年度は１人、令和８年度は１人としています。

地域定着支援の月平均利用見込者数は、令和６年度は10人、令和７年度は10人、令和８年度は10人としています。

相談支援における見込量確保の方策として

多様な事業所の参入など相談支援の担い手を確保し、障害者と家族が定期的に相談でき安心して生活ができるよう、相談支援体制の充実に努めます。

基幹相談支援センターや障害者相談支援事業所が、地域の相談支援の拠点となり相談支援専門員の人材育成等を行うなど、相談支援体制を強化します。また、相談支援専門員の質の向上のため、研修等の取組みを推進します。

高齢障害者の意向や、個々の状況、生活ニーズの把握等により、障害者特有の支援の必要性がある場合は、障害福祉サービスの継続を行います。また、支援が途切れないよう、同一の事業所で一体的に介護保険サービスと障害福祉サービスが提供可能となる共生型サービス事業の参入も促進し、地域とも有機的に結びついた総合的なサービス提供体制の構築に努めます。

ライフステージのあらゆる段階で障害福祉サービスの情報提供ができるよう、関係機関との連携を図ります。

利用にあたっての手続きや書類の代筆・代読などを支援し、サービスを利用しやすい環境の整備に取り組みます。

緊急時に対応ができるように、障害者相談支援事業所において、開所時間外であっても連絡がとれる相談支援体制の維持・継続に努めます。

103ページ

地域生活支援事業について

まず、障害者理解促進研修・啓発事業についてです。

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化します。

障害者理解促進講座等の受講者数は、令和６年度は1,900人、令和７年度は2,000人、令和８年度は2,100人としています。

障害者理解促進研修・啓発事業における見込量確保の方策として、障害者理解促進研修・啓発事業の周知に努めるとともに、関係機関とも連携を図り、事業の充実に努めます。

次に、自発的活動支援事業についてです。

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

自発的活動に対する活動費用の助成件数は、令和６年度は8件、令和７年度は10件、令和８年度は12件としています。

自発的活動支援事業における見込量確保の方策として、関係機関と連携を図り、自発的活動支援事業の周知を行い、事業の充実に努めます。

次に、障害者相談支援事業についてです。

障害者等の自立と社会参加を促進するため、障害者等からのさまざまな相談に対応し、地域における生活を支援します。

障害者相談支援事業の年間実施見込箇所数は、令和６年度、令和７年度、令和８年度はともに、3箇所としています。

障害者相談支援事業における見込量確保の方策として、障害者相談支援事業所の周知に努めるとともに、関係機関と連携を図り、対象者の相談支援の充実に努めます。

104ページ

次に、成年後見制度利用支援事業についてです。

障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められるにもかかわらず、利用にあたり必要となる費用を負担することが困難である者に対し、利用に係る経費の助成を行います。

成年後見制度利用支援事業の年間実利用見込者数は、令和６年度は６人、令和７年度は７人、令和８年度は８人としています。

障害者成年後見制度利用支援事業における見込量確保の方策として、制度の周知に努めるとともに、関係機関と連携をとり、対象者の把握に努めます。

次に、コミュニケーション支援事業についてです。

聴覚障害者などのコミュニケーションの円滑化や社会的自立を支援するため、手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣を行うとともに、専任の手話通訳者の設置を行います。

１　手話通訳者派遣事業の年間派遣人数は、令和６年度は390人、令和７年度は394人、令和８年度は398人としています。

２　要約筆記奉仕員派遣事業の年間派遣人数は、令和６年度は50人、令和７年度は50人、令和８年度は50人としています。

３　手話通訳者設置事業の実設置見込者数は、令和６年度は3人、令和７年度は3人、令和８年度は3人としています。

コミュニケーション支援事業における見込量確保の方策として、

「手話通訳者派遣事業」については、養成講座を修了した手話奉仕員を会議などに派遣できるよう体制を整備します。

「要約筆記奉仕員派遣事業」については、養成講座を修了した要約奉仕員を会議などに派遣できる体制を整備します。

「手話通訳者設置事業」については、専任の通訳者を設置し、常に対応できる体制を整備します。

105ページ

次に、日常生活用具給付事業についてです。

障害のある人に対して、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。

介護・訓練支援用具の年間給付見込数は、令和６年度、令和７年度、令和８年度ともに５件としています。自立生活支援用具の年間給付見込数は、令和６年度は22件、令和７年度は25件、令和８年度は28件としています。在宅療養等支援用具の年間給付見込数は、令和６年度、令和７年度、令和８年度ともに25件としています。

情報・意思疎通支援用具の年間給付見込数は、令和６年度は64件、令和７年度は69件、令和８年度は74件としています。

排せつ管理支援用具の年間給付見込数は、令和６年度は4,590件、令和７年度は4,870件、令和８年度は5,150件としています。住宅改修費の年間給付見込数は、令和６年度、令和７年度、令和８年度ともに４件としています。

日常生活用具給付事業における見込量確保の方策として、日常生活を支援する用具を障害の種類や程度など、それぞれの特性に応じて給付することで、適正な支援を行います。

次に、移動支援事業についてです。

屋外での移動が困難な障害者について、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、外出時の情報伝達、見守りなどの支援を行います。

移動支援事業の年間延利用見込時間は、令和６年度は6,318時間、令和７年度は6,634時間、令和８年度は6,966時間、年間実利用見込者数は、令和６年度は44人、令和７年度は47人、令和８年度は50人としています。

移動支援事業における見込量確保の方策として、移動支援事業については、ニーズに対応できるサービス提供体制の充実に努めます。

106ページ

次に、日中一時支援事業についてです。

障害者の家族の就労及び障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害者のにっちゅうにおける活動の場を提供します。

日中一時支援事業の年間延べ利用見込回数は、令和６年度は37,589回、令和７年度は39,469回、令和８年度は41,443回、年間実利用見込者数は、令和６年度は579人、令和７年度は608人、令和８年度は639人としています。

日中一時支援事業における見込量確保の方策として、サービスの利用希望者を適切に把握するとともに、日中一時支援事業所を確保するため、多様な事業所の参入を促進し、サービス提供体制の整備に努めます。

障害児支援について

まずは、障害児通所支援についてです。

障害児通所支援のサービスは「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」など、５つのサービスに区分されます。

１　福祉型児童発達支援

未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識の技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

福祉型児童発達支援の年間延べ利用見込日数は、令和６年度は25,118日、令和７年度は27,694日、令和８年度は30,431日、月平均利用見込者数は、令和６年度は156人、令和７年度は172人、令和８年度は189人としています。

２　放課後等デイサービス

就学児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

放課後等デイサービスの年間延べ利用見込日数は、令和６年度は67,431日、令和７年度は75,082日、令和８年度は83,622日、月平均利用見込者数は、令和６年度は379人、令和７年度は422人、令和８年度は470人としています。

107ページ

３　保育所等訪問支援

保育所等における、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

保育所等訪問支援の年間延べ利用見込日数は、令和６年度は376日、令和７年度は388日、令和８年度は400日、月平均利用見込者数は、令和６年度は29人、令和７年度は31人、令和８年度は33人としています。

４　医療型児童発達支援

指定医療機関に通い、児童発達支援及び治療を行います。

医療型児童発達支援の年間延べ利用見込日数は、令和６年度、令和７年度、令和８年度ともに190日、月平均利用見込者数は、令和６年度、令和７年度、令和８年度ともに1人としています。

５　居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にあり、外出することが著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して児童発達支援を行います。

実績はなく、相談等も少ないため、本市ではサービスの利用を見込んでいません。

障害児通所支援における見込量確保の方策として、

サービスの利用希望者を適切に把握するとともに、重症心身障害児等の医療ケアなどのニーズに対応できるサービス提供事業所を確保するため、多様な事業所の参入を促進し、サービス提供体制の整備に努めます。

教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

地域の中核的支援施設として、児童発達支援センターにおいて専門的機能の強化を図ります。また、集団生活の適応を図るため、保育所等訪問支援を実施します。

宇部市子ども・子育て支援事業計画との整合性を図り、障害の早期発見・早期治療、早期療育のため、乳幼児健康診査の充実や、学習障害、注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症等をはじめとする障害児に対する研修等の充実を図り、療育が必要な子どもに対して、適切な支援に取り組みます。また、障害児が地域で安全に安心して生活ができるように、通所サービスや短期入所の充実に努めるとともに、適切な就学指導の充実や、保育所、幼稚園、学童保育クラブ及び学校と連携して受入れ体制の整備に取り組みます。

108ページ

次に、障害児相談支援等についてです。

１　障害児相談支援

障害児相談支援では、障害児通所支援を利用する人に対して、地域で安心し充実した生活を営むことを目的とした個別の計画的なプログラムを作成します。

障害児相談支援の月平均利用見込者数は、令和６年度は157人、令和７年度は181人、令和８年度は209人としています。

障害児相談支援における見込量確保の方策として、

多様な事業所の参入など相談支援の担い手を確保し、相談支援体制の充実に努めます。

基幹相談支援センターや障害者相談支援事業所が、地域の相談支援の拠点となり、相談支援専門員の人材育成等を行うなど、相談支援体制を強化します。

ライフステージのあらゆる段階で障害福祉サービスの情報提供ができるよう、関係機関との連携を図ります。

障害者と家族が定期的に相談でき、安心につながる情報提供ができるよう体制を整備します。

109ページ

計画の推進体制

まず、計画の進行管理についてです。

計画については、国・県などの障害福祉関連計画との整合性を図るとともに、法改正への対応など国の制度改革の動向にも注視しながら、柔軟に対応していきます。またじょうい計画である第五次障害者福祉計画と一体的に推進し、計画の進行管理については地域自立支援協議会に報告し、協議会委員の意見を踏まえながら、進捗状況を分析・評価します。

次に計画の推進体制の充実についてです。

関係機関・団体との連携について

計画については、障害当事者やその家族からなる障害者関係団体をはじめ、保健・医療・福祉・教育・就労など広範な分野にわたる関係団体・機関及び関係行政機関などと連携を図り推進します。

また、地域課題の解決に向け、専門部会からなる実務者会議、事務局会議及び地域自立支援協議会などで協議や検討を行い、サービスの提供体制を強化します。

障害児支援についても、障害児のライフステージに応じた適切な支援が行えるよう、関係機関のネットワークの在り方、支援体制の中軸となる相談支援体制のあり方などについて協議し、サービスの提供体制を充実します。

さらに、障害者の高齢化が進んでいることから、介護保険制度へのスムーズな移行を行うため、訪問介護支援事業所や地域包括支援センター等の関係機関との連携を強化し、情報共有を行うとともに、障害福祉固有のサービスについては、介護保険制度の移行対象者でも障害福祉サービスでの対応をしている状況です。

次にサービス見込量確保への取り組みについてです。

サービスの種類ごとの必要な見込量の確保のために、サービス提供の意向を有する事業所の把握や広く情報提供を行う等、多様な事業所の参入を促進します。

また、事業所指定を行う県（一部は市）と連携して、必要なサービスの基盤整備を計画的に行います。

さらに、介護保険制度等他施策との連携を図り総合的施策の推進に取り組みます。

次にサービスの質の向上への取り組みについてです。

サービスの提供に当たって基本となるのは人材であり、県や近隣自治体、関係機関と連携しながら、研修、サービスに対する第三者による評価、障害者等の権利擁護に向けた取組など、資質の向上に関する総合的な取組を推進します。

また、基幹相談支援センターや障害者相談支援事業所が中心となり、相談支援を行う人材の育成支援や、個別事例における専門的な指導や助言を行います。

110ページ

資料編

計画策定体制について

意見聴取を行い、提案された障害者関係団体の意見や、サービス事業所等の意見、パブリックコメントにより得た市民意見を障害者福祉計画、障害福祉計画、障害児福祉計画に反映し、事務局は、市長に報告します。市長は、計画策定の評価や方向性を事務局に指示します。

市長から委員委嘱を受けた委員からなる、宇部市地域自立支援協議会において、障害者福祉計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の策定のための協議をし、事務局と協議・報告しあい連携します。

111ページ

策定経過について

令和5年5月18日

第１回宇部市地域自立支援協議会

内容　第五次宇部市障害者福祉計画、第７期宇部市障害福祉計画及び第３期宇部市障害児福祉計画の概要

次期計画の策定スケジュールとアンケート実施予定の説明

令和５年６月30日～７月14日

アンケート調査

内容　宇部市在住の障害者手帳所持者等を対象に実施

令和５年７月６日～20日

障害福祉サービス事業所からの意見聴取

内容　意見提出数　133件

令和５年７月６日～25日

障害者団体からの意見聴取

内容　意見提出数　25件

令和５年１０月３１日

第２回　宇部市地域自立支援協議会

内容　書面開催

第五次宇部市障害者福祉計画、第７期宇部市障害福祉計画及び第３期宇部市障害児福祉計画の骨子案

第６期宇部市障害福祉計画及び第２期宇部市障害児福祉計画の実績報告

令和５年１２月１２日

第３回　宇部市地域自立支援協議会

内容　第五次宇部市障害者福祉計画、第７期宇部市障害福祉計画及び第３期宇部市障害児福祉計画の素案

令和５年１２月２３日～令和６年１月２３日

パブリックコメント

内容　意見提出数　43件

令和6年2月8日

第４回　宇部市地域自立支援協議会

内容　パブリックコメント実施の対応

第五次宇部市障害者福祉計画、第７期宇部市障害福祉計画及び第３期宇部市障害児福祉計画の素案

112ページ

宇部市地域自立支援協議会について

宇部市地域自立支援協議会設置要綱

（設置）

第１条　相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、障害

当事者、民間有識者等からの幅広い意見を反映させるため、宇部市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織）

第２条　協議会は、関係機関の代表者及び市民からなる代表者会議、各専門部会の代表者及び事務局、社会福祉協議会及び基幹相談支援センターからなる事務局会議並びに関係機関の実務担当者からなる実務者会議を組織する。

２　代表者会議の委員は２０名以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

　(１)　別表１に定める関係団体等の役職員

　(２)　公募による市民

（会長及び副会長)

第３条　協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は協議会の事務を総括し、協議会を代表する。

３　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

（代表者会議）

第４条　代表者会議は、次に掲げる事項を協議する。

(１)　相談支援事業の運営に関すること。

(２)　地域の情報と課題に関すること。

(３)　地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。

(４)　その他（障害者福祉計画及び障害福祉計画の策定並びにその具体化に向けた協議　等）

２　代表者会議は会長が招集し、その議長となる。

３　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

113ページ

（事務局会議）

第５条　事務局会議は、次に掲げる事項を協議する。

（１）専門部会の情報共有及び課題の集約や整理分析に関すること。

（２）地域課題の検証及び代表者会議への提案に関すること。

（３）地域課題の解決のための検討に関すること。

（４）その他（ワーキングチームの設置　等）

（実務者会議）

第６条　実務者会議に専門部会を置き、次に掲げる事項を協議する。

(１)　困難事例への対応のあり方に関すること。

(２)　地域の情報と課題の共有に関すること。

(３)　その他（社会資源の発掘　等）

２　専門部会は、実情に応じ随時開催するものとする。

３　専門的分野から各事項の調査検討等を行うため、専門部会にワーキングチームを置くことができる。

（代表者会議の委員の任期）

第７条　委員の任期は、２年間とする。ただし、再任は妨げない。

２　現に委員である者の異動等に伴い又は増員により委嘱された委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

（庶務）

第８条　協議会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この要綱は、平成１８年５月１日から施行する。

この要綱は、平成２０年３月２１日から施行する。

この要綱は、平成２１年７月１日から施行する。

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２２年６月１日から施行する。

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

この要綱は、令和　４年４月１日から施行する。

この要綱は、令和　６年４月１日から施行する。

# 114ページ

別表1宇部市地域自立支援協議会委員選出団体は以下になります。区分　学識経験者は、宇部フロンティア大学、宇部市障害者ケア協議会　を選出。区分　障害当事者団体は、宇部市身体障害者団体連合会、特定非営利活動法人むつみ会、在宅障害児・しゃと家族を支援する会　を選出。区分　福祉団体は、宇部市民生児童委員協議会　を選出。区分　相談支援事業者は、社会福祉法人かみはらえん（かみはらえん）、社会福祉法人扶老会（生活支援センターふなき）　を選出。

区分　福祉サービス事業者は、市内２事業者を市が選出。区分　保健・医療は、宇部市医師会、山口県立こころの医療センター　を選出。区分　教育は山口県立宇部総合支援学校を選出。区分　就労支援は、宇部公共職業安定所　を選出。

区分　専門部会は、各専門部会の代表者　を選出。

区分　市民代表は、一般公募　より選出。

115ページ

宇部市障害のある人へのコミュニケーション支援条例

（平成29年条例第7号）

宇部市は、障害のあるなしにかかわらず、お互いの個性を認め合い支え合って、市民一人ひとりが安心していきいきと暮らせるまちを目指しています。しかしながら、いまだ現代社会においては、音声や文字をそのままでは受け取りにくい障害のある人の多くは、必要な情報の取得や周囲の人たちとのコミュニケーションが困難なことから、日常的に不安を抱えて生活しています。このような状況のもと、平成26年1月に国が批准した障害者の権利に関する条約においては、コミュニケーションには、手話、文字の表示、点字、音声、平易な表現など多様な手段があると規定され、同条約を基に改定された障害者基本法においてはコミュニケーション手段の選択と利用の機会の確保が求められています。さらに、平成28年4月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律においては障害を理由とする差別的取扱いの禁止と情報伝達やコミュニケーションについての合理的配慮が、社会の中で求められることとなりました。宇部市においても、これらの法の制定又は改正の趣旨を踏まえ、障害のある人が現在よりも容易に情報を取得し、意思疎通を十分に図ることができる環境を整備することは不可欠です。そこで、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択と利用の機会を十分に確保するとともに、障害のある人への市民の理解を促進することにより、宇部市の全ての人々がお互いを尊重し支え合うことで、心豊かに共生していくことができる宇部市を目指し、この条例を制定します。

（目的）

第1条　この条例は、障害のある人へのコミュニケーション支援について、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の推進方針を定めることにより、障害のある人にとってそれぞれの障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択と利用ができるような環境を構築し、障害のある人もない人も全ての市民がお互いの人格と個性を尊重し、支え合いながら生きる共生社会を実現することを目的とする。

116ページ

（定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

１ 障害のある人　身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難治性疾患その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により、継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 コミュニケーション　相互に意思を伝え合い、つながりを築くことをいい、障害のある人への情報の伝達、障害のある人からの意思表示及び発言の保障もこれに含む。

3 コミュニケーション手段　手話、しょく手話、要約筆記等の文字の表示、点字、音訳、平易な表現、代筆及び代読、代用音声（咽頭摘出等により使用するものをいう。）、重度障害者用意思伝達装置、その他、障害のある人が日常生活又は社会生活を営む上で必要とされる補助的及び代替的な手段としての情報並びにコミュニケーション支援用具等をいう。

4 コミュニケーション支援　手話、要約筆記、点訳及び音訳、盲ろう者向けの通訳、平易な表現の実施、代読、及び代筆、その他、障害のある人への伝達補助等の支援をいう。

5 コミュニケーション支援者　手話通訳を行う者、要約筆記を行う者、点訳及び音訳を行う者、盲ろう者向けの通訳・介助を行う者、その他、障害のある人への伝達補助等を行う支援者（成年後見人等を含む。）をいう。

6 事業者　市内に事業所又は事務所を有し、事業を行う法人その他の団体又は個人をいう。

7 情報保障　情報の取得及び利用の機会を保障することをいう。

8 合理的配慮　障害のある人が日常生活又は社会生活を営む上で障害のない人と同等の権利を行使するため、特定の場合において必要とされるものであり、必要かつ適切な現状の変更、調整等であって、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。

9 社会的障壁　障害のある人が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となる社会における事物、制度、慣習、観念等をいう。

（基本理念）

第3条　第1条に規定する共生社会の実現は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

1 障害のある人がコミュニケーションを円滑に行う権利は、障害の特性に応じた適切なコミュニケーション手段を活用することにより、最大限に尊重されなければならない。

2 障害のある人のコミュニケーション手段の選択と利用の機会の確保は、障害のある人とない人とが相互に違いを理解し、それぞれの人格と個性を尊重することを基本として行われなければならない。

117ページ

（市の責務）

第4条　市は、前条の基本理念にのっとり、障害のある人が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、次に掲げる施策を推進するものとする。

1 コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に関する施策

2 障害の特性に応じたコミュニケーション手段における情報保障及び合理的配慮に関する施策

第４条の2　前項の規定による施策の促進に当たっては、事業者をはじめ、国、山口県その他の関係機関と連携を図るよう努めるものとする。

（市民の役割）

第5条　障害のある人もない人も全ての市民は、第3条の基本理念に対する理解を深め、前条の規定により市が推進する施策に協力するよう努める。

（事業者の役割）

第6条　事業者は、第3条の基本理念に対する理解を深め、障害のある人が利用しやすいサービスを提供し、及び働きやすい環境を整備するよう努める。

第6条の2　事業者は、第4条の規定により市が推進する施策に協力するよう努める。

（施策の推進方針）

第7条　市は、コミュニケーション手段に関しその普及及び利用の促進並びに情報保障及び合理的配慮を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

1 市民に対して、障害のある人への理解及びコミュニケーション手段の意義についての理解を促進するための施策

2 障害のある人が障害の特性に応じたコミュニケーション手段を容易に利用することができるよう、支援環境の整備を促進するための施策

3 コミュニケーション支援者を確保し、及び養成するための施策

4 事業者等に対して合理的配慮の実施について啓発を行うとともに、その取組を促進するための施策

5 市内教育機関において障害のある人への理解を促進するための施策並びに障害のある児童生徒等に対し適切なコミュニケーション手段を活用した学習及び生活支援を行うための施策

6 障害のある人が適切なコミュニケーション支援を受けることができるよう、移動等における社会的障壁を除去するための施策

7 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な施策

118ページ

第７条の2。市は、前項各号に規定する施策の推進に当たっては、障害のある人、コミュニケーション支援者、その他、関係者の意見を聞くための協議の場を設けるものとする。

第７条の3。市は、第1項各号に規定する施策を策定した場合は、当該施策を宇部市障害者福祉計画に位置付け、総合的かつ計画的に推進するものとする。

（財政上の措置）

第8条　市は、前条第1項各号に規定する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

119ページ

用語解説

あぎょう

あいサポーター

あいサポート運動を実践する人。

あいサポート運動

様々な障害の特性を理解して、障害のある人が困っていることに対してちょっとした手助けや配慮を実践することで、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）の実現を目指していく運動。

医療的ケア児

医学の進歩を背景として、ＮＩＣＵ（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引やけい管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

インクルーシブ教育システム

障害の有無に関わらず、誰もが地域の学校で学べる教育の仕組みのこと。インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

インクルージョン

障害のあるなしにかかわらず、すべての人が差別なく受け入れられる社会。

音声コード。

紙に印刷された印刷情報をデジタル情報に変えたシンボル（二次元のデータコード）のことで、このデータコードをもとに音声を出力させることができる。通常は、18ｍｍ角のコードの中に日本語（漢字かな混じり）で約800文字のテキストデータを記録することができる。

お気軽　成年後見

ある特定の個人ではなく、宇部市社会福祉協議会が法人として後見人となり、組織として成年後見制度を運営する法人後見。法人後見は必要とする人を支えることで安全と安心が用意できる仕組。

# 120ページ

かぎょう

介護支援専門員

介護保険制度でケアマネジメントを実施する人のこと。要支援・要介護認定者及びその家族からの相談を受け、介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、市や他の介護サービス事業者との連絡、調整等を行う。

学習障害（LD＝ラーニング・ディサビリティ）

基本的には、知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち特定のものの習得に著しい困難を示す状態のこと。

共生社会

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。

共同受注

商品や役務などの発注に対し、受付窓口を一本化し、受注するよう調整するとともに、複数の障害福祉サービス事業所が協力して受注するシステムのこと。（これまで対応できなかった発注の取り込みが可能となり、受注量の拡大や障害者の所得向上が期待される。

強度行動障害

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

グループホーム（共同生活援助）

障害者に対し、共同生活を行う住居において、夜間や休日に相談や日常生活上の援助を提供するサービスのこと。

ケアマネジメント

障害者や家族からの相談に応じ、障害者一人ひとりの心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況などを踏まえ、必要とされる様々な種類のサービスを組み合わせた計画を作成し、計画に基づくサービスの実施状況の把握や評価を行い、必要があれば計画を見直す仕組みのこと。

# 121ページ

計画相談支援事業所（指定相談支援事業所）

地域の障害者等の福祉に関する様々な問題について、障害者または障害児の保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などを行う事業者のこと。なお、障害者総合支援法に基づき、県知事が相談支援事業を行う事業者として指定した者を指定相談支援事業所という

権利擁護

意思表示が困難な寝たきりの高齢者や判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等が、地域において自立した生活が送れるよう、契約に基づいて、代理人が権利や意思表示を支援・代弁し、福祉サービスの利用援助などを行うこと。

高機能自閉症

対人関係や言語の発達の遅れ、関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。

合理的配慮

障害のある人の日常生活や社会生活の制限を取り除くため、個別の状況に応じて行う必要な配慮。例えば、乗り物への乗車にあたっての手助けや、筆談、読み上げ等の障害特性に応じたコミュニケーション対応、段差の解消のための渡しいたの提供等が考えられる。

コミュニティ・スクール

保護者や地域の方々が学校運営に参画し、学校の教育活動を支援する制度のこと。

さ行

就労アセスメント

障害者がそれぞれに最も適した「働く場」に円滑に移動できるようにするための支援。

住宅セーフティネット制度

高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度など、民間賃貸住宅や空き家を活用した制度のこと。

障害者ケア協議会（宇部市障害者ケア協議会）

障害者の生活を包括的に支援するとともに、誰もが地域で安心して暮らせるまちづくりに向けて、自発的に集まった宇部市内の保健・医療・福祉・行政・学校・企業・市民のボランティア団体。

# 122ページ

障害者差別解消支援地域協議会（宇部市障害者差別解消支援地域協議会）

地域において、障害者差別を解消するための取組を効果的・円滑に行うことを目的とした協議会のこと。

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律のこと。

障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障害者を対象に、雇用・福祉・教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整などを積極的に行いながら、就業及び日常生活上の支援を一体的に行う施設のこと。

障害者相談員

障害者またはその家族等からの様々な相談に応じ、必要な指導及び助言など行う者のこと。

障害者相談支援事業所（委託相談支援事業所）

障害者等の自立と社会参加の促進を図るため、専門的な知識を持つ支援員（コーディネーター）を中心に、地域生活支援拠点等における相談支援及び地域活動支援を実施する事業所のこと。

障害者就労ワークステーション（宇部市障害者就労ワークステーション）

働く意欲のある障害者の自立を促進するとともに、市役所内の業務の効率化を図ることを目的として、平成22年５月、市役所庁舎内に設置された部署のこと。定型的な庁内業務を集約し、雇用された障害者が一括して処理を行う。

障害者就労支援ネットワーク会議（宇部市障害者就労支援ネットワーク会議）

障害者の就労を促進するため、関係機関・団体などが連携し、連絡調整や情報交換を行うことを目的に設置された組織のこと。障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所、企業、商工会議所、障害福祉サービス事業所（就労支援）などの職員で構成。（平成19年４月に設置）

障害者見守り安心コールサービス

緊急な事態が起こったときに、ペンダント型や据え置き型の緊急通報装置のボタンを押すだけで、看護師等の専門知識をもつ職員が配置された受信センターに通報が入り、必要に応じて速やかに消防署に出動を要請する。

# 123ページ

情報アクセシビリティ

年齢や障害のあるなしに関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。

スクールカウンセラー

臨床心理士、精神科医、心理学系の大学の常勤教員等、臨床心理に関し高度に専門的な知識・経験を有する者であり、心の専門家として専門性を有しつつ、児童生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う者。

スクールソーシャルワーカー

児童・生徒の学校生活に係る、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題及び貧困に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉などの専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒のおかれた様々な環境に働きかけて支援を行う、社会福祉士や精神保健福祉士などの福祉の専門家のこと。

スポーツコミッション（宇部市スポーツコミッション）

市民の多様なニーズに対応した、スポーツ機会の拡大及び健康づくり・体力づくりを推進するとともに、スポーツによる交流人口の増加と地域活性化を推進し、「スポーツを楽しむ元気なひとの元気なまち・宇部市」の実現、「健康長寿のまちづくり」を推進することを目的として設立。

精神障害者就職サポーター

精神障害の受容や自己理解の支援、就職への不安感改善・軽減に向けたカウンセリングを行う。

成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症等のため、判断能力が不十分な人に対し、成年後見人などが財産管理や契約などを行うときに支援する制度のこと。

本人や家族等の申立てを受けた家庭裁判所が後見人などを選任する「法定後見制度」と、判断能力がある人が、将来判断能力が衰えたときに備え、あらかじめ後見人を決めておく「任意後見制度」の２つがある。

# 124ページ

たぎょう

多機能トイレ

車いすで利用でき、高齢者や障害者、乳幼児連れなどが利用できる機能のある多目的トイレのこと。トイレの不安がなく外出でき、安心して利用できる環境づくりとして、ユニバーサルデザインに配慮したトイレの整備が求められている。

ダブルケア

介護と子育てを同時に行うこと。

地域共生

制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことを目指すこと。

地域自立支援協議会（宇部市地域自立支援協議会）

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、障害当事者、民間有識者等からの幅広い意見を反映させるために設置。

注意欠陥多動性障害（A D H D）

多動性、不注意、衝動性を症状の特徴とする発達障害または行動障害のこと。幼児期に現れる発達障害の一つで、不注意（物事に集中できない、忘れ物が多い）、多動性（落ち着きがない、じっとしていられない）、衝動性（突飛な行動を取る、順番を守れない）などが特徴。

通級指導教室。

小中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態などに応じた特別の指導を受ける指導形態（指導教室）のこと。通級指導教室の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（A D H D）、弱視、難聴など。

特定健康診査

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、各医療保険者が実施する健康診査。生活習慣病につながるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診で、早い段階で、体に起こった状態を発見し、生活習慣を改善することで病気の発症を予防しようとするもの。

特別支援教育青い鳥基金

寄附金を活用し、市内の公立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒に演劇や、音楽、自然などにふれる体験活動などを行い、美しいものや優れたものと接して感動する情感豊かな心や人と関わる力を育むことにより、自立と社会参加を促す 。

# 125ページ

なぎょう

ナッジ理論

行動経済学上、対象者に選択の余地を残しながらも、より良い方向に誘導する方法。

ノンステップバス

車椅子やベビーカーなどでも利用しやすいよう、床面を低くし、乗降口の段差（ステップ） をなくしたバスのこと。

ハぎょう

パーソナル手帳（相談・支援手帳）

医療、保健、福祉、教育、労働などの関係機関による情報の共有化を図り、かつ、関係機関による各種相談・支援の際に円滑な情報の共有を目的として配付される手帳（ファイル）のこと。保護者や相談・支援者は手帳に必要な情報を記入でき、各種の相談・支援を受ける際に手帳を提示することにより、相談・支援者に対して必要な情報が提供できるようにしたもの。

バス優待乗車証（宇部市障害者バス優待乗車証）

障害者等の外出支援及び社会参加を支援するため、市内在住の障害者など（等級制限あり）に交付される対象路線のバス運賃が無料となる優待乗車証のこと。

発達障害等相談センター

発達障害等のある人が安心して地域生活を送ることができるよう支援することを目的として、本人と家族及びその支援者のための身近な相談窓口のこと。

バリアフリー対応型信号機

音響により信号表示の状況を知らせたり、押ボタン等の操作により歩行者用信号の青の時間を延長したりすることのできる機能を有する信号機のこと。

ヒアリングループ

マイクの声を直接補聴器や人工内耳に届けることができる補聴システムのこと。

ひきこもり相談支援

ひきこもりの当事者やその家族、支援者からの相談に応じ、適切な支援を行うこと。

# 126ページ

福祉避難所

寝たきりの高齢者、障害者、妊産婦など、一般の避難所で共同生活が困難な人が安心して避難生活ができるよう市と利用協定を締結している福祉施設のこと。市では、特別養護老人ホームや障害者入所施設などと利用協定を締結している。

ペアレントメンター

発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ悩みを抱える保護者に対して、相談や助言、情報提供を行う 。

法定雇用率

障害者雇用を促進するために、企業や国・地方公共団体に対して定められている、雇用している労働者総数に占める障害者の割合のこと。

補装具の支給（補装具費支給制度）

身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替する用具（補装具）を必要とする身体障害者に対して、補装具の購入または修理 などに要する費用を支給する制度のこと。

や行

山口県福祉のまちづくり条例

福祉のまちづくりについて、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の基本となる事項及び公共的施設の整備などに必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりを総合的に推進し、もって県民の福祉の増進に資することを目的として、平成９年に制定された県条例のこと。

ユニバーサルデザイン

高齢者や障害者等を含めた全ての人が利用しやすいように、施設・製品・サービスなどに配慮が行われた設計（デザイン）のこと。

英数字

ハチマルゴーマル問題

80歳代の高齢の親と、引きこもりも含めた働いていない独身の50歳代の子どもとが同居している世帯に生じる社会的孤立等の問題のこと。

# 127ページ

ディーエックス。

デジタル・トランスフォーメーションの略。「情報通信技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」とする概念。将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネス・モデルを創出・柔軟に改変すること。

ＩＣＴ。

Information and Communication Technologyの略。情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉で、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスのこと。

ＳＤＧｓ

「サステナブル・ディベロップメント・ゴールズ」の略で、日本語では「持続可能な開発目標」と訳される。持続可能な世界を実現するために、国連加盟１９３か国が平成２８年から令和１２年までの１５年間で達成するために掲げた目標で、平成２７年９月の国連サミットで採択された。「すべての人に健康と福祉を」など１７のゴール（目標）と１６９のターゲット（より具体的な目標）から構成されている。

裏びょうし

奥付

宇部市障害福祉プラン。

令和６年3月発行

宇部市健康福祉部障害福祉課

電話番号　0836-34-8314

FAX番号 0836-22-6052

メールアドレス　s y o u ハイフン f u k u @ c i t y ドット u b e ドット y a m a g u c h i ドット j p